

## 第24期第34回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年4月25日 午後4時00分から午後5時20分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（14人）

会長 16番 安田 守

会長職務代理者 15番 林 雅英

委員 1番 遠藤 拓身

2番 山本 仁

平由

4番 矢田 和征

5番 阪中 人

典

6番 大橋 豊幸

7番 村田 幸

之

8番 荒井 一博

9番 玉手 豊

浩

10番 高宮 徹

12番 山田 浩

政

13番 齋田 秀治

14番 大杉 政夫

### 4 欠席委員（1人）

11番 成田 正夫

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 報告第 1 号 あっせん譲受等候補者名簿登載申請について

〃 4 報告第 2 号 標準処理期間の設定について

〃 5 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 6 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請について

〃 8 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 9 議案第 5 号 現況証明願いについて

〃 10 議案第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 6 出席職員

事務局長 市村 智継

農地係長 田中 聰

### 7 会議概要

別紙のとおり

## 第24期第34回長沼町農業委員会総会

令和 5年 4月25日 1

局 長	<p>定刻となりましたので開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして4月1日人事において産業振興課より田中係長が異動いたしましたのでご紹介いたします。(田中係長挨拶)</p> <p>それでは第24期 第34回長沼町農業委員会総会を開催いたします。初めに、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は、大変お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本年は冬の降雪量も少なく、4月に入り日照時間も長くなり、水稻・野菜の播種・育苗や圃場の整備においても順調に進んでいるよう見受けられるところです。</p> <p>畑地化については現在長沼町地域農業再生協議会において畑地化申請手続きも行われているところで農業政策については大きな転換期を迎えていところであり農地の価格についても変動が生じることが考えられることから今後の状況を注視し、慎重に対応していかなければならぬと感じております。</p> <p>新型コロナウィルス感染症については、来月5月8日からインフルエンザと同等の5類に移行することで決定しております。やっと通常の生活に戻ってきましたが、昨年度は体調を崩された委員さんもありますので、健康に留意され元気に農作業に従事していただければと願うところであります。</p> <p>なお、今回の総会は、報告2件、議案6件を予定しております。慎重にご審議いただきますようよろしくお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第34回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、9番玉手委員及び10番高宮委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p>

	以上で会務報告を終わります。
議 長	日程第3、報告第1号「あっせん譲受（ゆずりうけ）等候補者名簿登載申請について」を議題といたします。
事務局	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に関連して、15番の林代理から新規就農者等事前検討会の報告をいただきます。
	(新規就農者等事前検討会報告)～林代理
林 代理	15番の林です。
	本日、午後3時から、安田会長、荒井農地部会長、玉手振興部会長、■担当の阪委員、及び事務局職員2人と私の7人で「新規就農者等事前検討会」を行い、面談等を行いました。
	1番の■さんは、令和3年3月から■指導の下で、2年間長ねぎを主とした研修を受け、この度、研修を終えることから、3月30日行われた長沼町の「新規参入に係る就農計画会議」において、農業の知識及び技能等を習得していると評価され、新規就農を可とする判断を頂いております。
	なお■の独立就農後は、主に長ねぎとブロッコリーを栽培し、農協出荷予定です。また、独自で販路の開拓も行っていく予定であります。農地については現在■の土地■を購入予定としているとともに、■の土地■及び■の土地■の賃貸を検討し地権者等と話し合いを進めているとのことです。
	次に、2番の■は、元々町内で営農していた農業者3名■により令和5年3月1日に設立された法人です。以前より、地域で高齢により耕作等が難しくなった農家さんの作業受託等をしていましたこともあり、法人による農作業受託の参入を試みたところであります。近隣では岩見沢（栗沢）地区において10件ほどが関わった農作業受託法人が運営されており、当法人においては今後においても農作業の効率化を図るために受託や農産物の貯蔵販売など規模の拡大を強く希望している法人であります。

	以上のことから、農業者認定について特に問題はないものと判断し、「あっせん譲受等候補者名簿」に登載したものでございます。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、報告第1号について、事務局の説明と15番の林代理から新規就農者事前検討会の報告をいただきました。 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委 員 事 務 局	農作業受託の法人だが、農地を取得することもあるのか。 作業受託がメインですが、今後農地も増やすことも検討していることから今回の賃貸借を行ったところです。
委 員 事 務 局	借り入れた農地は何を作るのか。 賃貸借の貸主は法人の役員であります [REDACTED] から借り入れるもので作付けについては従前と同様の作付けをする見込みです。
委 員 事 務 局	新規就農者は何歳か [REDACTED] です。
委 員 事 務 局	申請番号2番の法人については構成員の3人で受託を行うのか。 元々3人とも地域で受託を行っていたこともあり3人で受託を受けると報告されています。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
事 務 局	日程第4、報告第2号「標準処理期間の設定について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。 (議案の朗読)
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、報告第2号について、事務局から説明がありました。 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委 員 事 務 局	標準処理期間は今まで設定していたか。 毎年4月に標準処理期間を定めております。当町は25日で設定するが、他の町については毎月総会が行われない場合は標準処理期間が50日という

	ところもあります。 その他質問はありますか。 (なし) 無いようなので、以上で報告第2号を終了いたします。
議長	日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。
委員長	案件は2件で、農用地利用集積計画に向けた、契約内容の変更に伴う合意解約です。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
事務局	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。
委員長	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 (なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
議長	日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局から概要の説明をいたします。
委員長	農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも貸借でございます。なお、申請番号1番については先ほどあっせん名簿の登載申請のあった新規参入法人による農地の貸借であります。申請番号2番については以前にお知らせした営農型発電設備設置のための貸借の申請で、農林水産省発出の取扱いに基づいた申請であります。また、一時転用(10年)という期限

議長

事務局

議長

委員

議長

付きの賃貸で設置者に貸し付けるものであります。なお、申請番号2番についてはこの会議終了後、農業会議に意見聴取を行い、意見回答を得まして許可するものであります。

以上で概要の説明を終わります。

※コントラクターとは～農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織・団体等です。

引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。

(議案の朗読)

以上の許可申請の内容は、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と内容説明を終わります。

それでは受付番号1番について、[REDACTED]から現地調査の報告をいたします。

(現地調査の報告)～安田会長

受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。

1番の申請は[REDACTED]の農地で、今回のあっせん譲受等候補者名簿の登載を申請した農業法人への賃貸借で、隣接地を耕作している農業者でもあるため周辺の農地利用に影響はなく、問題はないものと思います。

続きまして、受付番号2番について[REDACTED]担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。

(現地調査の報告)～中村委員

7番の中村です。

受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。

2番の申請は[REDACTED]の農地で、場所は[REDACTED]に位置し、市街地から[REDACTED]方面に向かった北側に位置した場所であります。目的は、国の推奨事業でもあります営農型発電所を設置するため農地の賃貸借をするものであり、当該地区においても説明会等の開催をし、所定の手続きを行って申請したものであるため問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報

	告をいただきました。
委 員	これより質疑をお受けいたします。ご意見等はございませんか。
事 務 局	申請番号2番の賃貸借は10年の期間か。また10年後は農地に戻るのか。
委 員	10年後は再度賃貸借の届け出があります。また一時転用の農地です。
事 務 局	営農型ということは機械が入るためにパネルの高さは高いのか。
委 員	高さは5メートルほどの高さで設置します。
事 務 局	作るのはだれか。農地を貸して営農をするのか。
委 員	農地は [REDACTED] で作付けします。
事 務 局	作る作物はわかるか、また収量の条件は。
委 員	予定では牧草作付けで、他所でも経験があり作付けが安定していると聞いている。収量の条件は通常作付けの8割となっております。現地は数年作付けしていないので基準については普及センターの指導のもと町内の他所との収穫量を見ながら検証していく予定です。
<b>議 長</b>	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
<b>議 長</b>	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
<b>議 長</b>	(全員挙手)
委 員	ありがとうございます。
<b>議 長</b>	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事 務 局	日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
	(議案の朗読)
	なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
<b>議 長</b>	(現地調査の報告) ~大杉委員
委 員	

14番の大杉です。

昨日、林代理、遠藤委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。

受付番号1番は、[REDACTED]で、町道[REDACTED]交差点から南へ300m行った東側に面した場所です。

2番は、[REDACTED]で、町道[REDACTED]の南西に位置した場所です。

3番は、[REDACTED]で、町道[REDACTED]の北西に位置した場所です。

4番も[REDACTED]で、町道[REDACTED]北側の土地です。

1番から4番までのいずれも既存の施設では手狭なため、格納庫の建設及び農業機械置場の造成を目的とするものであり問題ないものとして調査をしてきました。

以上で、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。

議 長

申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、いずれも農業用施設の建築及び農業用機械置場の造成を目的とするためのものであり、令和5年4月12日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。

農用地区域内の土地については、農業振興地域の用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で補足説明を終わります。

ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

申請番号3番について自分で申請しようとしたときに事務局から指導が入ったと聞いたがどのような内容か。

自己申請しようとした際に、分筆が必要な土地の測量をメジャーで計って申請することでしたので、法的に証明できる座標求積図がないと登記も出来ない旨説明したところです。

局 長

委 員

事 務 局

委 員	申請番号1番について下の土地はコンクリ加工するものなのか。
事務局	宅地と施設用地の間の土地で農地としての使用は難しい土地ではあります、下をどのようにするかは確認しておりません。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
委 員	ありがとうございます。
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。
事務局	日程第8、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
委 員	(議案の朗読) なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。
議 長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委 員	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
議 長	(現地調査の報告) ~林代理 15番の林です。
委 員	昨日4月24日に、大杉委員さん、遠藤委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。
議 長	受付番号1番は [REDACTED] の交差点付近の道路西側に面した都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。目的は自己住宅の建設であり、都市計画の用途が指定されていることから転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。
委 員	次に受付番号2番については、3条の申請でもあった通り場所については [REDACTED] に位置し、目的は、営農型発電所の設置のためであり農地部分以外の基礎部分の一時転用するもので問題ないものとして調査し

	きました。 以上で、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局 長	受付番号1番につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内でかつ用途指定がされており、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されているため第3種農地に該当します。3種農地は原則許可ですので、問題はないものと考えます。
	受付番号2番につきましては、3条の申請にもありました、営農型発電設備の農地法上の取扱いにより5条での申請も必要となり農地以外の部分(基礎部分)の農地について申請されております。なお、この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
委 員	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
事 務 局	申請番号2番について60m <sup>2</sup> の転用だが足の部分だけか。また、10年契約更新無かった場合の地目は。また3条の総面積に含まれるか。
議 長	一時転用なので更新がなかつたら現況回復が条件なので農地に戻ります。また、5条転用の面積は3条賃貸の面積に含まれます。
委 員	その他質問はありますか。
議 長	(なし)
委 員	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、举手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定します。
	日程第9、議案第5号「現況証明願いについて」を議題といたします。

# 第24期第34回長沼町農業委員会総会

令和 5年 4月 25日 10

事務局

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

(現地調査の報告) ~遠藤委員

1番の遠藤です。

先日の4月24日、林代理、大杉委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。

願い出地は、[REDACTED]近辺に位置しており、町道[REDACTED]

[REDACTED]の交差点から南に20メートルの西側に接した場所にある土地です。

現在の地目が登記簿上「畠」となっていますが住宅建設のため依頼主より現況証明願いが提出されたところです。

確認の結果、申請地は上下水道も整備され農地以外であり、農用地区域からも外れている事から、問題がないものとして現況確認をしてきました。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。

申請番号1番は現況証明で宅地に登記替えをするものと思うが住宅を建てるのか。

申請事由は住宅の建築を目的としており今後建てるものと思います。また、申請地は上下水道も整備され農地以外であり、市街化が見込まれる場所で農用地区域からも外れている事から、問題がないものとしております。

その他質問はありますか。

(なし)

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第5号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

委員

事務局

議長

委員

議長

# 第24期第34回長沼町農業委員会総会

令和 5年 4月 25日 11

委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することに決定いたしました。
局 長	日程第10、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は13件で、売買8件、賃貸借4件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が1件でございます。 以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年4月18日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。
議 長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委 員	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 保有合理化での公社からの賃貸借は長沼町賃貸借の平均より低いがなぜか。
事 務 局	農地保有合理化事業で数年後売買が行われる農地の賃貸借は、売買価格の2パーセントの賃貸借料と規定で定まって金額であります。
委 員	申請番号2番、3番で売買人が同じ人だがなぜか。
事 務 局	農地と宅地で申請が分かれている。理由の違いと単価の違いがあります。 なお、宅地は3条(相対)でも申請できますが、集積を使った方が税金の控除面でメリットがあるので集積で申請してきているものです。
	今回の議案において農業経営基盤強化法が変わったため(旧法)となったと思われるが経緯を教えてほしい。

## 第24期第34回長沼町農業委員会総会

令和 5年 4月25日 12

	農業経営基盤強化促進計画において農用地利用集積計画が廃止され「人・農地プラン」に移行していくためであります。移行期間が令和7年3月までで、移行するまでの猶予期間が旧法での対応となるためです。また、「人・農地プラン」は産業振興課で作成しますが、目標地図は農業委員会で作成します。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
議 長	その他無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
	その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局 長	(連絡事項)
	閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
議 長	(閉会挨拶)
	以上をもちまして、「第34回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。御苦労さまでした。

## 第24期第35回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年5月31日 午後4時00分から午後5時18分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(15人)

会長	16番	安田	守						
会長職務代理者	15番	林	雅英						
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁平	由人	典夫	治
	4番	矢田	和征	5番	阪中	豊	手玉	正成	
	6番	大橋	豊幸	7番	村	正	田成	田秀	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	夫	田治		
	10番	高宮	徹	11番	成田				
	12番	山田	浩之	13番	窪田				
	14番	大杉	政夫						

### 4 付議事項

- 日程第 1 議事録署名委員の指名  
〃 2 会務報告  
〃 3 報告第1号 農地法第4条並びに第5条の規定に基づく意見の聴取(回答)について  
〃 4 報告第2号 農地の使用貸借解約通知について  
〃 5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
〃 6 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について  
〃 7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
〃 8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
〃 9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
〃 10 議案第6号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について  
〃 11 議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 田中聰

### 6 会議概要

別紙のとおり

## 第24期第35回長沼町農業委員会総会

令和 5年 5月31日 1

局 長

時間となりましたので農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長

本日は、農繁期中のお忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。

本年は雪解けも早く水稻の移植も終わりが見えており、大豆等の播種・移植においても順調に進んでいるところであります。

さて、新型コロナウィルス感染症についても5月より5類になり、先週末には3年ぶりの夕焼け市も開催されたところでようやく日常生活が戻って来たと感じています。

今月の総会は、議案7件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

議 長

それでは、ただ今から「第35回長沼町農業委員会総会」を開会します。

ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第9条の規定により、11番成田委員及び12番山田委員を指名いたします。

日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

日程第3、報告第1号「農地法第4条並びに第5条の規定に基づく意見の聴取について」を議題と致します。

事務局から概要の説明をします。

(議案の朗読)

ただ今、議案第1号の説明を頂きました。特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。

許可内容を確認したい。

委 員

事務局

先月の総会で協議いただいた内容を諮詢する決まりとなっておりまして、

	當農型太陽光発電所の設置について前回協議いただいた同様の内容について許可相当と回答をいただいたところです。
議長	その他質問はありますか。
委員	(なし)
議長	無いようなので、以上で報告第1号を終了いたします。
	日程第4、報告第2号「農地の使用貸借解約通知について」を議題と致します。
事務局	事務局から概要の説明をします。
	(議案の朗読)
議長	ただ今、議案第2号の説明を頂きました。特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。
委員	なし
議長	無いようなので、以上で報告第2号を終了いたします。
	日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。
局長	事務局から概要の説明をします。
	案件は3件で、1件は5条での転用に向けた合意解約で、後継者の住宅建設に伴う1部解約、集積事業に向けた契約内容の変更に伴う合意解約が2件です。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。
委員	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
事務局	申請番号1番について申請日が1月であるがなぜか。
議長	譲渡人の農業者年金受給要件の関係で少し保留になった経緯があります。
委員	その他質問はありますか。
議長	(なし)
	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願

	います。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	日程第6、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」を議題といたします。
事務局	事務局から概要の説明をします。 (議案の朗読)
	なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。
議 長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委 員	阪委員(現地調査の報告) 5番の阪です。
	昨日火曜日、山本委員さん、矢田委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。
	受付番号1番については[REDACTED]、町道[REDACTED]交差点[REDACTED]位置している農地です。
	この申請は農業者である計画者が、既存住宅の老朽化から隣接地に自己住宅の建築を目的とするものであり、特に問題ないものとして調査をしてきました。
議 長	以上で報告を終ります。
局 長	ありがとうございました。引き続き、事務局から補足説明をします。
	受付番号1番は、農用地区域内の農地で、転用は原則不許可ですが、現在営農している農業者が住宅の老朽化により住宅建設を計画しましたが、既存の宅地に余裕がなく、隣接地に農家住宅を建築するものであり、転用計画は問題ないものと考えます。
議 長	ただ今、議案第2号の説明と、担当委員から現地調査報告を頂きました。これより質疑をお受けします。
委 員	何かご意見等ございませんか。
	なし

議長	無いようなので質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」は適当と認めることとします。
局長	日程第7、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は、契約期間満了による法人への貸貸借の更新が1件及び、法人化に伴う貸貸借で同法人への移動が1件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議長 事務局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長 委員	それでは、受付番号1番について、22区担当の林代理から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 林代理 15番の林です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は、■■■の農地で、自身の経営する農業法人に貸貸していましたが、契約期間が満了したことにより更新のため新たに貸貸借の許可申請をしたものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議長 委員	ありがとうございました。 続きまして、受付番号2番について、29区担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 高宮委員

	10番の高宮です。 受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については、農業法人化により、更なる経営の安定を図るため、法人へ農地の異動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手) ありがとうございます。
委員	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局	日程第8、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
議長	なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。
委員	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 矢田委員 4番の矢田です。 昨日の火曜日、山本委員さん、阪委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。 4条申請は3件で、受付番号1番の申請地は、[REDACTED]の道道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交点から道道を東へのぼった[REDACTED]北側に位置する場所

で、既存の宅地に隣接した農地に当農業法人の社員でもある息子の住宅建設を目的とするものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

受付番号2番の申請地は、[REDACTED]の町道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交差点から町道[REDACTED]の西側に位置する農地で、既存の宅地に隣接した農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

受付番号3番の申請地は、[REDACTED]の町道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交差点から町道[REDACTED]の東側に位置する農地で、既存の宅地と町道に挟まれた農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。

申請地1につきましては、小集落を形成した字加賀団体に位置し、農業振興地域からはずれた場所にある土地であります。申請地2、3につきましては農業振興地域内の土地でありますが、格納庫の建設のためそれぞれ令和5年5月8日、5月12日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地であります。

農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で補足説明を終わります。

ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

申請番号1番について札幌在住だが移住者なのか。

現在札幌から通いで農業をしている農業法人の従業員（家族）です。このたび長沼に居を構えて農業に従事すると聞いております。

その他質問はありますか。

(なし)

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議長

局長

議長

委員  
事務局

議長

委員

議長

	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委 員 議 長	(全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。
事 務 局	日程第9、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長 委 員	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 委員 2番の山本です。 先日の火曜日、阪委員さん、矢田委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。 5条申請は2件で、受付番号1番の申請地は、[REDACTED]で町道[REDACTED]と町道[REDACTED]北側に面した都市計画の第1種低層住居専用地域に指定された土地です。 周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 受付番号2番の申請地は、[REDACTED]で町道[REDACTED]と町道[REDACTED]東側に接した場所にあり、今年1月の総会で転用計画の申請があった場所であります。今後も農業に従事する息子の住宅建設ため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 以上で、報告を終わります。 ありがとうございました。
議 長	それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から

	補足説明をします。
局 長	<p>申請地1につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地2につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、農業振興地域内でありかつ第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、農業後継者の息子さんの住宅の建設が目的で、令和5年1月25日に転用計画の承認がなされ 令和5年2月7日付けで農業振興地域の除外がされた土地でありますので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委 員	申請番号2番の図面の確認をしたい。
事 務 局	※図面の説明
委 員	申請番号1番の譲受人の職業は。
事 務 局	会社員であります。
委 員	申請番号1番の土地は約1反あるがこの面積を購入するのか。またいくらか。
事 務 局	売主との協議かと思われますが分筆にもお金がかかるので1筆すべて購入することで話が終了しているものであります。購入金額は約300万円です。
委 員	申請番号2番の件については3条での法人への賃貸と5条での後継者への使用貸借同時の申請でよろしいか。また、5条申請地が一部重複しているが。
事 務 局	農業者年金の関係もあり、今月の総会で3条と5条の同時申請にて処理いたしております。同時申請のため、一部重複しましたが、重複については必要な措置を講じ対処いたします。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	その他(なし)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

	議案第5号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委 員 議 長	(全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請のとおり許可することに決定します。
事 務 局	日程第10、議案第6号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。
議 長 委 員	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 委員 5番の阪です。 先日の火曜日、山本委員さん、矢田委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。 受付番号1番は、[REDACTED]の道道[REDACTED]から町道[REDACTED] [REDACTED]に位置する急傾斜地にある農地です。 今回申請の関連会社は従前より一時転用の許可を受け、土砂採取と農地の平坦化を実施していますが、引き続き採取期間の延長をするものです。急勾配な農地で農作業時には危険であり、今後も土砂を搬出し、平坦な農地にするために事業計画の変更是、問題ないものとして調査してきました。 以上で、報告を終わります。
議 長 局 長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用事業計画変更承認許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。 受付番号1番の関連会社は、令和元年6月24日から一時転用の許可を受け、土砂採取と農地の平坦化を実施しています。採取における期間の延長が必要となったことから一時転用の変更をするものであり、変更前と同様に土

## 第24期第35回長沼町農業委員会総会

令和 5年 5月31日 10

	砂を採取することにより、農地の平坦化、作業効率の向上が見込まれることから、別添の調査書にあるとおり事業計画の変更は、農地法第5条の許可要件を満たすと考えます。
議 長	以上で補足説明を終わります。
委 員	ただ今、議案第6号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
事 務 局	れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	進捗状況は。
事 務 局	進捗が遅れたことによる再申請であるが、採取する岩盤の層が厚く土砂採取が遅れたとの理由であり工期完了予定は令和6年5月31とする計画書が提出されております。進捗状況については確認できませんでした。
委 員	何回も再申請を受けることが出来るのか。
事 務 局	最終的には農地への復元がなされるものであるので、工期の変更による再申請は問題ないものと考えております。
委 員	この申請は今回は更新だが開発行為の許可は必要か。
事 務 局	この申請は一時転用であり最終的には農地に戻ります。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第6号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
委 員	全員賛成ですので、議案第6号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について」は、申請のとおり承認し、許可することに決定します。
議 長	日程第11、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
局 長	事務局から集積の概要を説明します。
局 長	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は24件で、北海道農業公社事業の売渡が14件、売買が4件、賃貸借が4件、北海道農

# 第24期第35回長沼町農業委員会総会

令和 5年 5月 31日 11

	<p>業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が2件でございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年5月17日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>以上で概要説明を終わります。</p> <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> <p>ただ今、議案第7号について、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> <p>申請番号21, 22の申請者は何区に住んでいるのか。また、■の土地は通いで作業をするのか。</p> <p>4月に新規就農の案件で協議いただいた人で色々と農地を探していましたが、今回は7区の土地と■の土地を賃貸できることとなりそこで作業を行うとのことで集積での賃貸を行ったところです。</p> <p>その他質問はありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。</p> <p>(連絡事項)</p>
--	--

## 第24期第35回長沼町農業委員会総会

令和 5年 5月31日 12

会 長

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第35回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

## 第24期第36回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年6月23日 午後1時30分から午後1時50分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（14人）

会長 16番 安田 守

会長職務代理者 15番 林 雅英

委員 1番 遠藤 拓身

2番 山本 仁

4番 矢田 和征

5番 阪由 平

6番 大橋 豊幸

7番 中村 人

9番 玉手 豊典

10番 高宮 徹

11番 成田 正夫

12番 山田 浩

13番 窪田 秀治

14番 大杉 政之夫

### 4 欠席委員 8番 荒井 一博

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 4 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 6 出席職員

事務局長 市村 智継

農地係長 田中 聰

### 7 会議概要

別紙のとおり

# 第24期第36回長沼町農業委員会総会

令和 5年 6月23日 1

局 長

定刻となりましたのでただ今より第36回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長

本日は、お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。

今年の農作物状況については、6月上旬には降水量が平年より多く、日照時間が少なかったですが、作物についてはおおむね順調であると聞いております。なお、普及センターによりますと、稻作は平年並み、秋まき小麦、大豆共に3日早いのですが、玉ねぎにおいては1日遅れているとの情報あります。

さて、我々第24期の農業委員は来月をもって任期満了となり、残すところ今月の総会と来月7月の総会が最後となります。皆さんにおかれましてはコロナ禍により色々行動制限が余儀なくされた3年間ではありご不便をおかけしましたが、最後までご健康に留意して活動していただければと思います。

なお、今月の総会は、議案5件を予定しております。 慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

議 長

それでは、ただ今から「第36回長沼町農業委員会総会」を開会します。

ただ今の出席委員数は、14人であります。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第9条の規定により、13番窪田委員及び14番大杉委員を指名いたします。

日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

日程第3、「議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

局 長	案件は1件で、農地保有合理化事業に向けた、契約内容の変更に伴う合意解約が1件です。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)  以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。
議 長 委 員 事 務 局	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 申請場所が何区か確認したい。 ■の土地です。(図面提示)
議 長 委 員	その他質問はありますか。 (な し)
議 長 委 員	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長 委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局 長	次に日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。
議 長 事 務 局	農地法第3条の規定による許可申請は4件で、破産物件の売買によるものが1件、法人の農地の拡大による売買1件、及び賃貸借が1件、法人設立に伴う賃貸が1件でございます。 以上で概要の説明を終わります。 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)  以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、受付番号1番について、3区担当の矢田委員から、受付番号2

	番については12区担当の中村委員、受付番号3番については21区担当の大橋委員、受付番号4番については29区担当の高宮委員からそれぞれ現地調査の報告をお願いいたします。
委 員 矢田委員	(現地調査の報告) 4番の矢田です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については、■■■の農地で場所は町道■■■と■■■道路の交差点から南東側に位置し、農地所有者の破産手続きが開始されたため、農地の売買により所有権移転が行われたものです。もともと農地部分については譲受人が耕作しており、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
中村委員	7番の中村です。 受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については■■■の農地で、4月に申請のあった営農型太陽光発電所設置場所に隣接した農地であります。 この農地は4月に申請した法人と同じであり、隣接した農地を購入し同じ牧草を作付けする予定であり、作業効率や経営安定を目的とするものであるため、特段、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
大橋委員	6番の大橋です。 受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は■■■の農地で、農業法人化により、更なる経営の安定を図るため、法人へ農地の移動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
高宮委員	10番の高宮です。 受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は■■■の農地で、先月の総会で農業法人化及び賃貸の申請が行われた申請者であり、経営の安定を図るために更なる農地の移動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。

	ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
委 員 事 務 局	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 申請番号1番について3条で申請だが集積を使わなかったのか。 破産物件につき管財人管理の中で競売等の裁判所による手続きにより売買されたものです。集積は売主に所得税控除等のメリットがあるものであるが競売物件については管財人が管理しており3条での申請に至ったと考えます。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(な し)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
局 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	日程第5、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
局 長	事務局から集積の概要を説明します。
議 長	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は7件で、売買が4件、賃貸借2件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が1件でございます。
事 務 局	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年6月16日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
議 長	以上で概要説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
	(議案の朗読)
	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。

# 第24期第36回長沼町農業委員会総会

令和 5年 6月23日 5

議 長

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

ただ今、議案第3号について、事務局から説明がありました。

これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

(なし)

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適當と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。

委 員

以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。

(なし)

議 長

無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。

局 長

(連絡事項)

会 長

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第36回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

## 第24期第22回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年4月25日 午後4時00分から午後4時50分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(15人)

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁	平
	4番	矢田	和征	5番	阪	由	人
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	豊	典
	8番	荒井	一博	9番	玉手	正	夫
	10番	高宮	徹	11番	成田	治	
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀	
	14番	大杉	政夫				

### 4 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 報告第 1 号 あっせん譲受等候補者名簿登載申請について

〃 4 報告第 2 号 標準処理期間の設定について

〃 5 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 3 号 現況証明願いについて

〃 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

局 長	<p>定刻となりましたので開催いたします。</p> <p>それでは第24期 第22回長沼町農業委員会総会を開催いたします。初めに、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は、大変お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本年は冬の降雪量も大変多く、4月に入りましたが気温の変動が大きかつたところですが、ようやく雪解けも見られ、日照時間は比較的多いことから、水稻・野菜の播種・育苗や圃場の整備などは順調に進んでいるよう見受けられるところです。</p> <p>新型コロナウィルス感染症については、道内でもオミクロン株が確認される中、当町においても新規患者の発生も続いておりますので、北海道における「まん延防止重点期間」は終了いたしましたが、皆さんにおいては引き続き、充分な感染予防対策をとっていただき、いち早く、通常の生活が迎えられるよう、願うところであります。</p> <p>今月の総会は、報告2件、議案4件を予定しており、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第22回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、13番窪田委員及び14番大杉委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p> <p>日程第3、「報告第1号「あっせん譲受（ゆずり受け）等候補者名簿登載申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> <p>ただ今の説明に関連して、15番の林代理から新規就農者事前検討会の報</p>
事 務 局	
議 長	

	告をいただきます。
林 代理	(新規就農者事前検討会報告) 15番の林です。 本日、午後3時から、安田会長、荒井農地部会長、玉手振興部会長、■担当の中村委員、及び事務局職員2人と私の7人で「新規就農者事前検討会」を行い、面談等を行いました。 ■の■さんは、令和2年4月から■の■さんの指導の下で、トマト栽培を中心とした施設園芸等を、特にトマトについては全行程を学ぶとともに、農閑期のハウスの活用方法や過ごし方について2年間にわたり研修され、このたび研修を修了することから、3月23日に開催された町主催の「新規参入に係る就農計画会議」において、農業の技術及び経営等を習得していると評価され、新規就農を可とする判断を頂いております。 ■さんの就農計画は、トマトをメインとする施設園芸作物と大豆や小麦等露地野菜を組み合わせた野菜専業及び大豆加工品である醤油の製造を目指す計画で、主な労働力はご本人と奥さんの2人でございます。■さんの奥さまの出身地でもある本町での就農を強く希望していたところ、周辺の農業者等の理解もあり現在、■の農地を1.7ヘクタール程度購入予定で■の農用地利用改善組合を交え地権者等と話し合いを進めております。 以上のことから、■さんの農業者認定について特に問題はないものと判断し、「あっせん譲受等候補者名簿」に登載するものでございます。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、報告第1号について、事務局の説明と15番の林代理から新規就農者事前検討会の報告をいただきました。 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委 員 事 務 局 委 員 議 長	新規就農者家族の構成で子供は何歳か ～■年生まれと■年生まれの2人です。 (その他なし) 他に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。 日程第4、報告第2号「標準処理期間の設定について」を議題といたします。

	事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。
事務局 議長	(議案の朗読)  以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。  ただ今、報告第2号について、事務局から説明がありました。 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委員 事務局	標準処理期間は25日でないといけないのか。50日ではだめなのか? 農地法により期間を定めるが当委員会においては25日以内で処理できるものとしてあまり長くならないように設定している。
委員 事務局	標記されている文言で「処分」とされているが処理ではないのか。 農地法上の言い回しで他町村でもこのような文言を使用しています。
委員 議長	その他(なし)  無いようなので、以上で報告第2号を終了いたします。  日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
局長 議長	事務局から概要の説明をいたします。  農地法第3条の規定による許可申請は2件で、うち売買が1件、賃貸借が1件でございます。以上で概要の説明を終わります。  引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。
事務局 議長	(議案の朗読)  以上の許可申請の内容は、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  以上で議案の朗読と内容説明を終わります。
委員 議長	それでは受付番号1番について、担当の大橋委員から現地調査の報告をお願いします。
委員 議長	(現地調査の報告)  6番の大橋です。  受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。  1番の申請はの農地で、経営規模縮小のため、隣接地を耕作している農業者への売買であり、以前にも土地の売買があった農地に付随する土地であり、周辺の農地利用に影響はなく、問題はないものと思います。
	ありがとうございました。  続きまして、受付番号2番について担当の林代理から現地調査の報

	告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告)  15番の林です。  受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。  2番の申請は [REDACTED] の農地で、当地区において飼料作物の試験研究を行っている法人への賃貸借であり、研究目的の飼養牛の自給飼料の確保と給与試験の安定を図ることを目的として賃貸借を行うものであり問題はないものと思います。  以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。  ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
委 員	これより質疑をお受けいたします。ご意見等はございませんか。
議 長	(なし)  無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、举手願います。
議 長	(全員挙手)  ありがとうございます。
事 務 局	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。  日程第6、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長	(議案の朗読)  なお、現地調査につきましては、13番窪田委員、1番遠藤委員、2番山本委員でございます。
委 員	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。  それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
	(現地調査の報告)  1番の遠藤です。  先週の4月22日に、窪田委員さん、山本委員さん、事務局2名と私の5

	<p>名で現地の調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号1番は、[REDACTED]、[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から西へ約150m、道路北側に面した都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。</p> <p>この土地は、以前住宅敷地として購入し建築した住宅の土地に敷地拡張(庭)を検討していたところ、所有者の土地改良区から了承を得て自己資金にて購入するもので、現在の邸宅から連担しており、都市計画の用途が指定されていることから転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
局 長	<p>受付番号1番につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないものと考えます。</p> <p>この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委 員	<p>議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、受付番号1番については、申請のとおり許可することに決定します。</p>
	<p>日程第6、議案第3号「現況証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
事 務 局	<p>(議案の朗読)</p>

	なお、現地調査につきましては、13番窪田委員、1番遠藤委員、2番山本委員でございます。
議 長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委 員	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 2番の山本です。 先週の4月22日、窪田委員さん、遠藤委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。 願い出地は、[REDACTED]、[REDACTED]と[REDACTED]の交点から北へ約30m、道路東側に面した土地です。 5条の転用は令和3年7月20日の総会時に転用の許可がされていましたが、現在の地目が登記簿上「田」となっているため依頼主より地目変更の依頼があり今回の現況証明願いが提出されたところです。 現在は更地となっており、また、都市計画の第1種低層住居専用地域に指定されているため、問題ないものとして現況確認をしてきました。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第3号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することに決定いたしました。
局 長	日程第8、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は14件で、壳

	買4件、賃貸借8件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用 貸借が2件でございます。  以上の案件につきましては、長沼町長から令和4年4月11日付で農用地 利用集積計画の決定を求められております。  以上で概要説明を終わります。
議長 事務局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。  (議案の朗読)  以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添 の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許 可要件を全て満たしていると考えます。  以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長 委員 事務局	ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。  これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。  計画者の住所地一部訂正が必要  確認したので修正します。
委員 議長	(その他なし)  その他無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。  議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願い ます。
委員 議長	(全員挙手)  全員賛成ですので、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、 長沼町長に進達することに決定いたしました。
委員 議長 局長	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。  その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。  (なし)  無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
議長	(連絡事項)  閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。  (閉会挨拶)  以上をもちまして、「第22回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第23回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年5月25日 午後1時30分から午後3時20分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（12人）

会長	16番	安田	守								
会長職務代理者	15番	林	雅英								
委員	1番	遠藤	拓身	4番	矢田	和	征				
	5番	阪	由平	6番	大橋	豊	幸				
	7番	中村	人	8番	荒井	一	博				
	9番	玉手	豊典	10番	高宮	高	徹				
	11番	成田	正夫	12番	山田	田	浩	之			

### 4 欠席委員（3人）

委員	2番	山本	仁	13番	窪田	秀治					
	14番	大杉	政夫								

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について

〃 4 議案第 2 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 5 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

〃 9 議案第 7 号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

局 長	時間となりましたので、開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、農繁期中のお忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>先月下旬からにおいては降水量が少なく、露地野菜や大豆等の播種・移植に一部、遅れが出ているようですが、水稻の移植、秋小麦は順調に進んでいくと感じております。</p> <p>さて、新型コロナウィルス感染症については、依然収束が見込めず感染者数もなかなか減少していかない中、町内においても発生している状況が続いておりますので、引き続き、充分な感染予防に努めていただきいち早く、通常の生活が迎えられるよう、願うところであります。</p> <p>今月の総会は、転用計画を含めた議案7件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようよろしくお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第23回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、12人であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、15番林代理及び1番遠藤委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
議 長	日程第3、「議案第1号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」を議題といたします。
事 務 局	<p>事務局から概要の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>なお、現地調査につきましては、4番 矢田委員、5番 阪委員及び6番 大橋委員でございます。</p>

**議長**

矢田委員

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

4番の矢田です。

昨日の月曜日、阪委員さん、大橋委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。

受付番号1番については、[REDACTED]町道[REDACTED]沿いにあります[REDACTED]

[REDACTED]に隣接する農地です。

1番は農業者である計画者が、[REDACTED]と一体化した都市農村の地域間交流を図るために、キャンプ場及びその他施設の建築を目的とするものであり、特に問題ないものとして調査をしてきました。

以上で報告を終ります。

**議長**

局長

ありがとうございました。引き続き、事務局から補足説明をします。

受付番号1番は、農用地区域内の農地で、転用は原則不許可ですが、農用地区域から除外の上、[REDACTED]と一体化した都市農村の地域間交流のためのキャンプ場建築を目的とするものであり、空知総合振興局 農務課 農業経営係に確認もしたところ転用計画は問題ないものと考えます。

**議長**

委員

事務局

ただ今、議案第1号の説明と、担当委員から現地調査報告を頂きました。

これより質疑をお受けします。

何かご意見等ございませんか。

申請場所の再確認[REDACTED]のどちら側か？

[REDACTED]の内[REDACTED]です。

その他(なし)

ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第1号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」は適当と認めることとします。

**議長**

委員

日程第4、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。

事務局から概要の説明をします。

局長

案件は2件で、法人化に伴う合意解約が2件です。

議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第2号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委員	(なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第2号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。
局長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
	日程第5、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	事務局から概要の説明をします。
議長	農地法第3条の規定による許可申請は、農地所有者の死亡による遺贈が1件、法人化に伴う賃貸借で同法人についての移動が3件の合計4件でございます。
	以上で概要の説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
議長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
玉手委員	それでは、受付番号1番について、5区担当の玉手委員から現地調査の報告をお願いします。
	9番の玉手です。
	受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。
	この申請は、遺贈による単独申請であり、農地所有者（亡）の後継者であった長男（亡）の妻として現在も農業に従事している義理の娘（縁故者）に

	遺贈するものであり、問題はないものと思います。
議長	以上で報告を終わります。
高宮委員	ありがとうございました。 続きまして、受付番号2番から4番について、30区担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。
	10番の高宮です。
	受付番号2番、3番、4番について、現地調査を実施いたしました。
	これらの申請については、法人化により、更なる経営の安定を図るため、個人から法人への農地の異動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。
議長	ありがとうございました。
	ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員 事務局	議案3号2番は法人として土地を保有しているのか。
	2番の法人については本年4月に個人から法人化となったため現在適格法人の登録はしていない。本年度中に適格法人の申請等される見込み。今後適格法人として土地の移動があるかもしれない。
	その他(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。
	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	日程第6、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
	(議案の朗読)
	なお、現地調査につきましては、4番矢田委員、5番阪委員及び6番大橋

議 長

阪委員

委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

5番の阪です。

先日の月曜日、矢田委員さん、大橋委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。

4条申請は3件で、受付番号1番の申請地は、[REDACTED]内の町道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交点から町道[REDACTED]から南へ約300mに位置する農地で、既存の宅地に隣接した農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

受付番号2番の申請地は、[REDACTED]内の国道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交点から国道[REDACTED]を南へ約300mに位置する農地で、既存の宅地に隣接した農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

受付番号3番の申請地は、[REDACTED]内の町道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交点から東へ約600mにある町道[REDACTED]に位置する農地で、既存の宅地に隣接した農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。

申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、令和4年4月19日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。

農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で補足説明を終わります。

ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

(なし)

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議 長

議 長

	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委 員 議 長	(全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。
事務局	日程第7、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長 大橋委員	(議案の朗読) なお、現地調査につきましては、4番矢田委員、5番阪委員及び6番大橋委員でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 6番の大橋です。 先日の月曜日、矢田委員さん、阪委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。 5条申請は2件で、受付番号1番の申請地は、[REDACTED]区 町道[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から西に30メートル南側に接した都市計画の第1種 中高層住居専用地域に指定された土地です。 周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 受付番号2番の申請地は、[REDACTED]に位置しており、町道[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から南に30メートルで、東側に接した場所にあり、都市計画の用途指定はされておりませんが、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されていることから、住宅の建設ため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 以上で、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から

	補足説明をします。
局 長	<p>申請地1につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地2につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内で用途指定はされておりませんが、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されており、第3種農地に該当します。</p> <p>第3種農地は原則許可であり、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>2番の案件については建売メーカーに転用の許可を出すのか。登記等の手続は個人ではなく建売メーカーが行うのか。不動産登記手数料や取得税は建売メーカーが負担し上乗せして売るのか。</p>
事 務 局	<p>5条の申請において許可基準は満たしており、近隣の住宅も過去に建売として許可している。</p>
委 員	<p>建築はいつ頃されるのか。</p>
事 務 局	<p>1番については許可次第建築、2番については6月から9月の間で建築予定です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
	<p>議案第5号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>全員賛成ですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、受付番号1番、受付番号2番については、申請のとおり許可することに決定します。</p>

	日程第8、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は17件で、北海道農業公社事業の売渡が14件、売買3件、でございます。 上の案件につきましては、長沼町長から令和4年5月13日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。
議 長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
事 務 局	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、[REDACTED]委員に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会 会議規則第13条の規定に基づく 議事参与の制限により当該事案の審議の間、退席をお願いするところですが、[REDACTED] [REDACTED]欠席しておりますので引き続き議事を進行してまいります。
委 員	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。
事 務 局	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	4番の案件について前の持ち主はだれか。
事 務 局	確認後報告します。
議 長	15番の案件について契約変更の内容は。
委 員	賃貸借から売買への変更しました。
議 長	他に質疑はありますか。
委 員	なし
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項

	<p>の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適當と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第7号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価並びに、令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と説明をします。</p>
事 務 局	<p>（議案の朗読）</p> <p>「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」につきましては、本日の総会で内容を検討いただき、</p> <p>決定後はホームページに掲載いたします。以上で説明を終わります。</p>
事務局長	<p>新たな農地利用最適化推進活動補足説明をいたします。</p> <p>農業委員会法が平成27年に改正され「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務になったことを受け</p> <p>1 扱い手への農地利用の集積・集約化の取組み 2 遊休農地の発生防止・解消の取組み 3 新規参入の促進</p> <p>の活動が必須となりました。</p> <p>ただ、業務が増えるというよりは、農業委員会の活動の「見える化」を目的としているようなので、やるべきことは地方公務員の特別職のお立場として「日常的な農地の見守り活動」と「農家への声掛け活動」を行っていただければということになっております。例えば「自宅から圃場へ移動する途中で、新たな遊休農地の発生や違反転用に気が付いた」もしくは、「あぜ道で立ち話をしていたら、農地を誰かに貸したいと相談を持ち掛けられた」などこうした日常活動をお知らせいただくことで活動記録をしていくもので、令和4年度から、「新たな農地等の利用の最適化の推進」として最適化活動の目標設定と活動記録を整理するよう国から示されたため別紙のとおり農業委員会活動記録簿をお配りしたところであります。</p> <p>記録簿が足りない、またはエクセルやワードの様式でほしいといった場合は事務局にご連絡いただければお渡しいたしますし、電話やメモ等で連絡いただければ事務局で整理いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。</p>

# 第24期第23回長沼町農業委員会総会

令和 4年 5月31日 10

	す。
議 長	ただ今、議案第7号の説明をいただきました。ここで内容検討のため、暫時休憩いたします。
	(約2分休憩)
議 長	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
委 員	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
	(発言なし)
議 長	無いようですので質疑を終決し、採決いたします。
委 員	議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第7号「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価並びに、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」は原案のとおり決定いたします。
委 員	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
	その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。
議 長	(なし)
局 長	ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
	(連絡事項)
会 長	閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
	(閉会挨拶)
	以上をもちまして、「第23回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第24回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年6月24日 午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（15人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁平	由人
	4番	矢田	和征	5番	阪中	豊	典夫
	6番	大橋	豊幸	7番	村玉	手	正治
	8番	荒井	一博	9番	成田	田	
	10番	高宮	徹	11番	窪田	秀	
	12番	山田	浩之	13番	田	治	
	14番	大杉	政夫				

### 4 欠席委員 なし

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知について

〃 4 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 5 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 4 号 現況証明願いについて

〃 8 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

局 長	定刻となりましたので、ただ今より第24回総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。本日は、お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。今月の農作物については6月において上旬は少雨により畑作に若干の遅れが生じていますが町内ではおおむね順調であると聞いております。なお、普及センターによりますと、稻作は平年並み、秋まき小麦は3日早いですが、玉ねぎにおいては3日遅れているとのことです。
会 長	さて、道内の新型コロナウィルス感染症については、町内ではゴールデンウィーク明けの5月15日には1週間最多の59人の感染者が出て小学校及び保育園が閉鎖されました。現在は町内も減って1週間8人となり社会活動も多くなってきています。皆さんにおかれましても、もう少しの間、充分な感染予防対策をとっていただき、いち早く、通常の生活が迎えられるよう、願うところであります。
議 長	今月の総会は、議案5件を予定しており、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。  それでは、ただ今から「第24回長沼町農業委員会総会」を開会します。ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。  日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 会議規則第9条の規定により、2番山本委員及び4番矢田委員を指名いたします。  日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。 以上で会務報告を終わります。  日程第3、報告第1号「農地の使用貸借解約通知について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

事務局	(議案の朗読)  以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、報告第1号について、事務局から説明がありました。 特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
局長	次に日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は2件で、離農に伴う売買が1件、親族間の祖父から孫に対する贈与が1件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)  以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	それでは、受付番号1番について、4区担当の遠藤委員から、受付番号2番については10区担当の私(安田会長)から現地調査の報告をいたします。
委員	(現地調査の報告)  1番の遠藤です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については、高齢のため離農する売主の農地を近隣の農業者が経営規模拡大を図るために買い入れるものであり、問題はないものと思います。
安田会長	以上で報告を終わります。 続きまして16番の安田です。 受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については、元々使用貸借で耕作していた土地であり、[ ]で農業を継いでいるお孫さんに譲渡するための申請でありますので特段、問題はないものと思います。

	以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいたしました。
委 員	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
議 長	(なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手) ありがとうございます。
事 務 局	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	日程第5、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長	(議案の朗読) なお、現地調査につきましては、7番中村委員、8番荒井委員及び9番玉手委員でございます。
委 員	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委 員	(現地調査の報告) 中村委員 7番の中村です。 先日の木曜日、荒井委員さん、玉手委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。
議 長	申請地は、[REDACTED]、町道[REDACTED]と[REDACTED]交差点から南東側に接する土地です。公道からの入り口があり景観の良さからこの土地に[REDACTED] ■開業し、自家生産した野菜を主に地元の食材を提供していきたいとするもので、転用することは、問題ないものとして調査をしてきました。
	以上で、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。
	それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から

	補足説明をします。
局 長	申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、[REDACTED] [REDACTED]の建築を目的とするためのものであり、令和3年10月8日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。  農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で補足説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。  これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	場所の再確認 ([REDACTED]の近くか)
事 務 局	(図面提示し) 説明
議 長	その他質問はありませんか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。
	日程第6、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事 務 局	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
	なお、現地調査につきましては、7番中村委員、8番荒井委員及び9番玉手委員でございます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委 員	(現地調査の報告) 荒井委員 8番の荒井です。

	<p>昨日の木曜日、中村委員さん、玉手委員さん、事務局2名と私5名で調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号1番の申請地は、[ ]で、[ ]と[ ]の交点から、西に約30メートル地点の北側に位置する第1種中高層住居専用地域に指定された土地であります。周辺には住宅が連担しており、都市計画の用途指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
局長	<p>申請地につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
	<p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
	<p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
	<p>議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。</p>
	<p>日程第7、議案第4号「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
事務局	<p>(議案の朗読)</p>
	<p>なお、現地調査につきましては、7番中村委員、8番荒井委員及び9番玉</p>

議長  
委員

手委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

(現地調査の報告) 玉手委員

8番の玉手です。

昨日の木曜日、中村委員さん、荒井委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。

番の願い出地は、[REDACTED]、[REDACTED]と[REDACTED]交差点から南に約300m入った、東側の土地です。この土地は、当初の登記簿は地目(田)の一部でしたが、宅地の南側に連担し、庭木等が植栽されており、課税台帳上は農地採草放牧地以外でありましたが、実際に庭として今後も使用するため(田)の一部から分筆が行われたものであることから、問題ないものとして調査してきました。

2番の願い出地は、[REDACTED]、町道[REDACTED]から[REDACTED]を北に約300m、道路西側に面した土地です。

登記簿、農地台帳、課税台帳は畠となっておりますが、現状は数十年前から農業用施設が建っており、農業振興地域の農用地区域外の宅地となっていることから、問題ないものとして調査してきました。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。

(なし)

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第4号について、願い出のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第4号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することに決定いたしました。

委員

議長

委員

議長

	日程第8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は10件で、売買が6件、賃貸借3件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が1件でございます。 上の案件につきましては、長沼町長から令和4年6月13日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 (なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
議長	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。 (なし) ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
委員	(連絡事項) 閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
局長	

# 第24期第24回長沼町農業委員会総会

令和 4年 6月24日 8

会 長

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第24回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

## 第24期第25回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年7月20日 午後1時30分から午後1時55分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（13人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁平	由人
	4番	矢田	和征	5番	阪中	豊典	
	6番	大橋	豊幸	7番	村手	豊	
	8番	荒井	一博	9番	玉田	浩之	
	10番	高宮	徹	12番	山田	浩	
	14番	大杉	政夫				

### 4 欠席委員（2人）

11番 成田正夫 13番 窪田秀治

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名  
〃 2 会務報告  
〃 3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
〃 4 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

局長 定刻になりましたのでただ今から第25回長沼町農業委員会総会を開催します。

開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

本日は、お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。

今月におきましては天候に恵まれ、農作物の生育も順調に進んでおり、また、中旬まで雨不足が続いておりましたが、先週にはある程度の降雨があり一安心したところであります。

本日は総会終了後、畑作作況状況調査を実施いたしますが、現地では普及センターより、説明いただくことになっておりますので、参考にしていただければと思います。

さて、道内の新型コロナウィルス感染症については、全国的に感染が拡大してきている状況ですが、社会経済活動の停滞が懸念されて、活動に制限がされていない状況であります。

当農業委員会も、本日は懇親会等も開催する予定となっておりますが、皆さんにおかれましては充分な感染予防対策をとっていただき、情報交換を行っていただきたいと思います。

議長 今月の総会は、議案2件を予定しており、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

それでは、ただ今から「第25回長沼町農業委員会総会」を開会します。

ただ今の出席委員数は15人中、13人であります。直ちに本日の会議を開きます。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。

会議規則第9条の規定により、5番阪委員及び6番大橋委員を指名いたします。

議長 日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

議長	日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
局長	事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は、法人による農業経営の開始に伴う農地の賃貸について1件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議長 事務局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長 委員	それでは、受付番号1番について、12区担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 中村委員 7番の中村です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 1番の申請は、法人を立ち上げ農業経営を志すため、農地を個人から自らが構成員である法人に賃貸し農業経営に取り組むものであり、問題はないものと思います。
議長 委員 事務局	ありがとうございました。 ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 賃貸の金額はいくらか、また法人への賃貸は集積計画ではできないのか。 賃貸料は3,000円/10a。適格法人ではないので3条申請。解除条件有で売買に伴う税控除は無い。
議長 委員 議長	その他質問はありませんか。 (なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

## 第24期第25回長沼町農業委員会総会

令和 4年 7月20日 3

委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事 務 局	日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、受付番号1番につきましては、5月31日開催の第23回総会において、「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画現地調査について」で審議いただき、7月12日付で長沼町長より変更決定されております。 なお、受付番号1番の現地調査につきましては、5月30日に1度現地調査を行っている土地でありますので今回の現地調査は省略しております。 また、3,000m <sup>2</sup> を超えてるので道農業会議に意見を聞くこととなっています。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局 長	受付番号1番につきましては、今年5月の総会で転用計画が採決された案件であります、第1種農地でありますが、農用地区域から除外され、ファームレストラン併設のキャンプ場建築を目的とするものであり、国でも6次産業化を推進し、農家レストランを農業用施設とみなすとしており、転用はやむを得ないものとしており、別添の調査書にあるとおり、農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。
議 長	以上で補足説明を終わります。 ただ今、議案第2号について、事務局の説明をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	行政区間の土地の移動のため改善組合が入っていない。そのため集積計画ではなく相対で申請されているのか。
事 務 局	そう思われます。

# 第24期第25回長沼町農業委員会総会

令和 4年 7月20日 4

議 長

その他質問はありませんか。

委 員

(なし)

議 長

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。

議 長

以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。

(なし)

局 長

ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。

(連絡事項)

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第25回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

## 第24期第26回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年8月25日 午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（14人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁	平
	4番	矢田	和征	5番	阪	由	平
	6番	大橋	豊幸	8番	荒井	一	博
	9番	玉手	豊典	10番	高宮	徹	徳
	11番	成田	正夫	12番	山田	浩之	
	13番	窪田	秀治	14番	大杉	政夫	

### 4 欠席委員（1人）

7番 中村 人

### 5 付議事項

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 議事録署名委員の指名                                       |
| 〃   | 2 | 会務報告   |
| 〃   | 3 | 報告第 1 号 農地法第3条の規定による許可の取り下げ願の提出について              |
| 〃   | 4 | 議案第 1 号 農地法第5条の規定による許可申請について                     |
| 〃   | 5 | 議案第 2 号 現況証明願いについて                               |
| 〃   | 6 | 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 〃   | 7 | 議案第 4 号 農用地買入協議の実施要請について                         |

### 5 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

局 長	開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中総会に参加いただき、ありがとうございます。 現況の気象状況については、お盆頃に大雨に見舞われ排水機場が4年ぶりに稼働したようですが、作物については大きな被害は耳にしておらず、水稻は平年並み、大豆は1日早く玉葱においては2日早い状況であり、今後においては気象が安定し、収穫の秋が迎えられるよう、願うところであります。 さて、道内の新型コロナウィルス感染症については、今月に入り北海道及び長沼町において、感染者数最多を記録しているところで非常に心配をしているところですが、経済活動の停滞を抑えるため緊急事態宣言等の措置は取られておりませんが、まだまだコロナ感染症の収束が見込めないところであり引き続き、充分な感染予防対策についてご注意をお願いいたします。 さて、今月の総会については、議案4件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。
議 長	それでは、ただ今から「第26回長沼町農業委員会総会」を開会します。ただ今の出席委員数は、14人であります。直ちに本日の会議を開きます。
	日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。 会議規則第9条の規定により、8番荒井委員及び9番玉手委員を指名いたします。
事務局	日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。 以上で会務報告を終わります。  日程第3、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げ願の提出について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

**議 長**

ただ今、報告第1号について、事務局から説明がありました。

**委 員**

特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。

**議 長**

(な し)

無いようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

**事 務 局**

日程第4、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

なお、現地調査につきましては、10番高宮委員、11番成田委員及び12番山田委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

**議 長**

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

**委 員**

(現地調査の報告) 成田委員

11番の成田です。

昨日、成田委員さん、山田委員さん、事務局2名と私、5名で調査を実施しました。

申請地は、[REDACTED]で、[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から西へ約200m、向かって北側の土地です。

周辺は、住宅街となっており、第1種低層住居専用地域となっている場所であり、転用することは、止むを得ないものとして調査をしてきました。

以上で、報告を終わります。

**議 長**

ありがとうございました。

**局 長**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。

受付番号1番につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないものと考えます。

この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。

**議 長**

ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

委 員

れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

事 務 局

[REDACTED]の土地の売買だが[REDACTED]は農地を持っているのか。

[REDACTED]は都市計画用途区域の中に用水路としての土地を所有している。現在用水路として使用していないので売り払いしている。

※該当地の場所確認を求められ提示する。

議 長

その他質問はないでしょうか。

委 員

(な し)

議 長

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

委 員

(全員挙手)

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。

事 務 局

日程第5、議案第2号「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

なお、現地調査につきましては、10番高宮委員、11番成田委員及び12番山田委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

委 員

(現地調査の報告)～高宮委員、山田委員

10番の高宮です。

昨日の24日、成田委員さん、山田委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施しました。

1番の願い出地は、[REDACTED]、[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から札幌方面に約400m、向かって西側に面した土地であります。登記簿は畠、課税台帳は宅地となっており、従前より居住施設や倉庫等農業用施設が設置され利用されており、問題ないものとして調査してきました。

以上で報告を終わります。

12番の山田です。

	<p>先日の24日、高宮委員さん、成田委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。</p> <p>2番の願い出地は [ ]、[ ]と[ ]の交差点、南東側に面した土地です。登記簿は畠、農地台帳、課税台帳は宅地となっておりますが、元々家が建っており、リフォームすることとなったため現況証明が必要となり、また、都市計画用途地域内の第1種低層住居専用地域となっていることから、問題ないものとして調査してきました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p>
委 員 事 務 局	<p>変更後の地目は何になるのか。</p> <p>現況により宅地となります。</p> <p>その他質問はないでしょうか。</p>
議 長	<p>(な し)</p> <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委 員	<p>議案第2号について、願い出のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。</p>
委 員	<p>全員賛成ですので、議案第2号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>日程第6、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から集積の概要を説明します。</p>
局 長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、農地の売買が6件でございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和4年8月16日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。</p>

	以上で概要説明を終わります。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第3号について、事務局から説明がありましたが、本案件につきましては、■番の■に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会 会議規則第13条の規定に基づく <u>議事参与の制限</u> により当該事案の審議の間、退席をお願いいたします。
委 員	暫時休憩いたします。
委 員	【■委員 退席】 休憩を閉じ、議事を再開いたします。
事 務 局	ただ今、議案第3号についてこれより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	今回の議案の中の土地で10アール当たりの単価が安い気がする土地があるがその理由は。
事 務 局	道道縁にあり三角地となっているため値段が下がらないと売買できなかったためと考えられます。
委 員	町内には扱いにくく売れない土地が多数ある。安くなるのはそれなりの理由があり特別案件の土地もありあります。
議 長	その他質問はないでしょうか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
	「議案第3号の審議が終了いたしましたので、■委員に入室していただ

	きます。暫時休憩いたします。
	【 <b>委員 入室・着席】</b>
	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
	日程第7、議案第4号「農用地買入協議の実施要請について」を議題といたします。
事務局	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議長	(議案の朗読)
委員	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。
委員	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
議長	(なし)
	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第4号について、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長に買入協議を要請することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第4号「農用地買入協議の実施要請について」は、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長に買入協議を要請することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
	その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。
委員	(なし)
議長	ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局長	(連絡事項)
	閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	(閉会挨拶)
	以上をもちまして、「第26回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。
	御苦労さまでした。

## 第24期第27回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年9月20日 午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（15人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁平	
	4番	矢田	和征	5番	阪由	平人	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	典人	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	豊正	
	10番	高宮	徹	11番	成田	夫	
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀治	
	14番	大杉	政夫				

### 4 欠席委員（なし）

### 5 付議事項

日程第	1	議事録署名委員の指名
〃	2	会務報告
〃	3	報告第1号 農地の使用貸借解約通知について
〃	4	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
〃	5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 5 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 湯浅健司

### 6 会議概要

別紙のとおり

## 第24期第27回長沼町農業委員会総会

令和4年9月20日 1

局 長	<p>定刻になりましたのでただ今より第27回総会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今月は、上旬に台風11号が発生し、強風により水稻にも影響もあったようですが、刈り取りについてはおおむね順調に開始されたところであり、収量も平年並み以上と思われます。</p> <p>また、今後においても台風14号が発生し北海道への上陸が懸念されておりますが、台風の影響がなく、大豆、ビードなどの農作物も無事収穫を迎えるよう、切に願うところであります。</p> <p>さて、道内の新型コロナウィルス感染症については、新規感染者数は少しずつ減少してきましたが、第8波も危惧されるところであります。引き続き充分な感染予防対策をとっていただきたいと思います。</p> <p>今月の総会は、議案5件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第27回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p>
	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、7番中村委員及び10番高宮委員を指名いたします。</p>
事務局	<p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p> <p>日程第3、報告第1号「農地の使用貸借解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p>

	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 ただ今、報告第1号について、事務局から説明がありました。 特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。 申請者は同姓だが夫婦でよいのか。 貸主はご主人で奥様が経営者である。今後土地の集積事業の売買をするため使用貸借の解約をした。 その他質問ございませんか。
議長	(なし)
委員	無いようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
事務局	日程第4、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、13番窪田委員、14番大杉委員及び15番林代理でございます。
議長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委員	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) ①窪田委員、②大杉委員 13番の窪田です。1番目の申請地について報告いたします。 先週金曜日、大杉委員さん、林代理、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。 1番目の申請地は、[REDACTED]、[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から南西に約200m左側に位置した場所であります。この場所は、[REDACTED]と隣接した三角地であり、また、既存の畜舎や宅地に挟まれた農地で、作物を作るうえでは効率的ではない土地となっています。また、申請者は従前よりこの場所で畜産業を行っている事業者で、既存の施設とともに申請の格納庫は業務上必要であり、転用することは止むを得ないものとして調査をしてきました。
	以上で、報告を終わります
	14番の大杉です。2番の申請地について報告いたします。 先週金曜日、窪田委員さん、林代理、事務局2名と私の5名で調査を実施

	<p>いたしました。</p> <p>2番目の申請地は、[REDACTED]の交差点から西に約200m左側に位置した場所であります。この場所は、農業振興地域内ではありますが、既存の住宅と公道に挟まれた土地となっているため、農業の効率上、申請の農業用倉庫の建設、農業用資材・機械置場は必要であり、転用することは止むを得ないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
局 長	<p>1件目の申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、農用地区域内ではありますが、格納施設を建設するにあたり、D型倉庫の移設を目的としており、令和4年8月31日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。</p> <p>2件目の申請地につきましても、現地調査で報告いただいたとおり、農用地区域内ではありますが、農業用倉庫の建設及び農業用資材・機械置場の建築を目的とするためのものであり、同じく令和4年8月31日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。</p> <p>農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委 員	<p>議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請につ</p>

	いて」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
局長	日程第5、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、農地保有合理化事業による売買が4件、農地、施設用地の売買が13件、賃貸借が1件、農地保有合理化事業に向けた使用貸借が1件、計19件でございます。 以上の案件につきましては、長沼町長から令和4年9月9日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。
議長 事務局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第2号について、事務局から説明がありましたが、本案件につきましては、■■■に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会會議規則第13条の規定に基づく <u>議事参与の制限</u> により当該事案の審議の間、退席をいたします。
林代理	暫時休憩いたします。 ■■■ それでは議事参与の制限により ■■■ 私が議事の進行をいたします。さっそくですがこれより質疑をお受けいたします。ご意見はございませんか。
委員 事務局 林代理	申請番号4の土地の場所について確認。 説明にて場所の提示。 その他質問はございませんか。 (なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

委 員	(全員挙手)
林 代 理	全員賛成ですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。 「議案第2号の審議が終了いたしましたので、[ ]に入室していただきます。暫時休憩いたします。皆様慎重審議ありがとうございました。
議 長	<b>【 [ ] 入室・着席】</b> 休憩を閉じ、議事を再開いたします。 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局 長	(連絡事項) 閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	(閉会挨拶) 以上をもちまして、「第27回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第28回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年10月25日 午後4時30分から午後5時00分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（13人）

会長	16番	安田	守					
会長職務代理者	15番	林	雅英					
委員	1番	遠藤	拓身	4番	矢田	和	征	
	5番	阪	由平	6番	大橋	豊	幸	
	7番	中村	人	8番	荒井	一	博	徹
	9番	玉手	豊典	10番	高宮			
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀治		
	14番	大杉	政夫					

### 4 欠席委員（2人）

2番 山本 仁 11番 成田 正夫

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名  
〃 2 会務報告  
〃 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
〃 4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

### 6 出席職員

事務局長 市村智継  
農地係長 湯浅健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

局 長	開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。 今月は、中旬より低温が続きましたが、降雨も少なく大豆等の露地作物の収穫については例年より順調に進んでいるように見え、収量も平年並み以上とのことで大変安堵しているところであります。 今後も、ビートや秋野菜などの収穫がありますが、天候に恵まれ、無事、収穫を終えられますよう、願うところであります。 新型コロナウイルスについては、全国的には減ってきていますが、道内においては増加、減少を繰り返し、なかなか収束が見込めない状況であります。ワクチンについては、先日よりオミクロン対応の2価ワクチンの接種が開始され、感染防止に向けて動き出しておりますが、皆様におかれましては充分な感染対策を行い、お互いが感染しないようご注意願います。
議 長	今月の総会は、議案2件を予定しており、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。  それでは、ただ今から「第28回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、2名欠席で13人であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。 会議規則第9条の規定により、12番山田委員 13番窪田委員、を指名いたします。 日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。 以上で会務報告を終わります。  日程第3、「議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 案件は1件で、契約内容の変更に伴う合意解約が1件です。 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
局 長	
議 長	

事務局	(議案の朗読)
議長	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> <p>ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p>
(委員)	2番の案件についてなぜ2年間の賃貸契約なのか。
(事務局)	<p>JAの円滑化事業が終了したので契約の更新となった。今後このような案件は随時出てきます。期間については当事者間の話し合いで決めているが、水活の絡みもあるので短い期間での契約となったのではないかと思われる。</p>
(委員)	2番の案件について、今までの借主が違う借主になることはあるのか。また、○○地番の内とあるが登記簿上ではどうなのか。
(事務局)	<p>2番の案件については当事者間の話し合いで決めているので借主が変わることもあります。○○番の内は登記簿上1筆ですが、税務賦課上で現況を確認し内として面積を出している地番も多数存在します。</p>
議長	その他質問はありませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手)
委員	ありがとうございます。
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局長	<p>日程第4、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から集積の概要を説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、計3件で、農地の売買が1件、賃貸借が1件、北海道農業公社の買い入れ事業を予定している農地の使用貸借が1件ございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和4年10月13日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>以上で概要説明を終わります。</p>

議 長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事 務 局	(議案の朗読)  以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。  以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第2号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
議 長	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。
委 員	(な し)
議 長	ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局 長	(連絡事項)  閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	(閉会挨拶)  以上をもちまして、「第28回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第29回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年11月25日 午後4時00分から午後5時35分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（13人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁	
	4番	矢田	和征	5番	阪	平	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	人	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	典	
	10番	高宮	徹	11番	成田	正夫	
	12番	山田	浩之	14番	大杉	政夫	

### 4 欠席委員（1人）

13番 畠田秀治

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知について

4 報告第 2 号 あっせん譲受等候補者名簿登載申請について

5 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

6 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

7 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請について

8 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について

9 議案第 5 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

10 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 6 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

局 長	定刻になりましたのでこれより第29回総会を開催します。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今月は、大きな災害もなく、収穫作業もほぼ終了となり、資材等の後片付けや、来年の営農に向けた準備など、年末を控え、まだまだ多忙のこととは思いますが、無事、新年を迎えられますよう、願うところあります。</p> <p>さて、今月16日から出発の予定でした道内の自主研修視察につきましては、コロナ感染症が北海道内で感染拡大し、過去最多の1万人越えたため、苦渋の決断で研修会を中止したところであり、皆様におかれましては楽しみにしていたことかと存じますがご容赦願うところであります。</p> <p>また、コロナ感染症についてはまだ増加傾向が続き、行動制限が懸念されておりますが、委員の皆様におかれましては健康には十分留意し感染対策についてもお願いしたいところであります。</p> <p>今月の総会は、報告2件、議案6件を予定しており、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第29回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、窪田委員欠席により14人であります。直ちに本日の会議を開きます。</p>
	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、11番成田委員、14番大杉委員を指名いたします。</p>
	<p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
	<p>日程第3、報告第1号「農地の使用貸借解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>

事務局	(議案の朗読)
議長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委員	ただ今、報告第1号について、事務局から説明がありました。
議長	特に御質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
	(なし)
	ないようですので、以上で報告第1号を終わります。
	日程第4、報告第2号「あっせん譲り受け等候補者名簿登載申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
議長	ただ今、報告第2号について、事務局の説明をいただきました。
委員	特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
事務局	初めて見る名前ですがこの農業法人の概要を教えていただきたい。
	この法人の役員には町内 [ ] 在住の [ ] がいます。現在も [ ] から土地を賃貸しているが、今後あっせん名簿に載せて土地の異動を考えている。
議長	他に何かございますか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。
	事務局から概要の説明をします。
局長	案件は11件で、売買及び法人への賃貸借に伴い合意解約するものです。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。
委員	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
	(なし)
	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

	議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
委 員 議 長	(全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局 長	日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は12件で、経営移譲に伴う贈与が2件、賃貸借が4件、うち法人化及び農業法人に貸し付けを行う賃貸借が2件、経営移譲に伴う使用貸借6件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	それでは、受付番号1番、2番について、[ ] 担当の成田委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 受付番号1番、2番について、現地調査を実施いたしました。 1番の申請は、経営移譲のため、父の所有地を息子さんへ贈与、2番の申請については、経営主である娘の父の所有地を、娘の夫に贈与するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号3番、7番について、[ ] 担当の荒井委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 受付番号3番、7番について、現地調査を実施いたしました。

	<p>3番の申請は、従前より借主の父が賃貸借を行っていた土地でありましたが経営移譲のため、息子さんが新たに賃貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>7番の申請は、経営移譲のため、父の所有地を 息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、受付番号4番、12番について、■■■担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) 高宮委員</p> <p>受付番号4、12番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>4番の申請は、貸主(かしぬし)の高齢化で稼働力不足のため、また、借主については経営規模を拡大したいとするものであり、問題はないものと思います。</p> <p>12番の申請は、経営移譲のため、後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、受付番号5番について、■■■担当の大杉委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) 大杉委員</p> <p>受付番号5番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>この申請については、法人化により、更なる経営の安定を図るため、農地の異動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、受付番号6番について、■■■担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) 中村委員</p> <p>受付番号6番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>この申請については、農業経営法人による農地の借り入れで、当農業法人は貸主が構成員として入っており、更なる経営の安定を図るため、農地の異動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	

	続きまして、受付番号8番について、■担当の大橋委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 大橋委員 受付番号8番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は、経営移譲のため、後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号9番について、■担当の山田委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 山田委員 受付番号9番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は、経営移譲のため、後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号10番、11番について、■担当の玉手委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 玉手委員 受付番号10番11番について、現地調査を実施いたしました。 10番の申請は、経営移譲のため、家業の手伝いとして農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。 11番の申請についても経営移譲のため、後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。
議 長	ありがとうございました。 ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
委 員	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 (な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手) ありがとうございます。

	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局	日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、1番遠藤委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長 委員	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 遠藤委員 昨日、矢田委員さん、阪委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施しました。 申請地は [REDACTED] の町道 [REDACTED] と国道 [REDACTED] の交差点から町道 [REDACTED] を南へ約100m 西側に位置する宅地に接する土地で、用途指定されている土地です。目的としては既存の施設では手狭なため、農道に面した場所に農作物の貯蔵・加工施設の断熱倉庫を設置しるものであり、問題はないものとして調査をしてきました。
議長 局長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。 申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、令和4年10月11日付で農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。 農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で補足説明を終わります。
議長 委員 事務局	ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 申請番号1の場所の確認と具体的な用途は。 現地の詳細地図を提示。また、当農業法人の役員においては大豆加工販売

**議長**

を行っており、その加工施設としても活用する予定としている。

**委員**

他に何かございますか。

**議長**

(なし)

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

**委員**

議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

**議長**

(全員挙手)

ありがとうございます。

**委員**

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。

**事務局**

日程第8、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

なお、現地調査につきましては、1番遠藤委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

**議長**

それでは、受付番号1番について、4番矢田委員から現地調査の報告をお願いします。

**委員**

(現地調査の報告) 矢田委員報告

昨日、遠藤委員さん、阪委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施しました。

申請地は、[REDACTED]町道[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から西に約200メートルの北側に接した場所で、都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。

周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。

**議長**

ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番について5番阪委員から現地調査の報告をお願いします。

委 員	(現地調査の報告) 阪委員報告  私からは、受付番号2番について報告します。  2番の申請地は、[REDACTED]、町道[REDACTED]と[REDACTED]の交差点を東に約30m、道路南側に接する土地で、都市計画の準工業地域に指定されています。  周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。
議 長	ありがとうございました。  それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局 長	申請地1番及び2番につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内でかつ用途指定がされており、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されているため第3種農地に該当します。  第3種農地は原則許可であり、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。
	以上で補足説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。  れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	申請番号1、2の場所の確認をしたい。
事 務 局	現地の詳細地図を提示。
議 長	他に何かございますか。
委 員	(な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。

	日程第9、議案第5号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 <b>(議案朗読)</b> 以上53法人につきましては、別添の別記第19号様式「農業生産法人要件確認書」にあるとおり、経営要件、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
<b>議長</b>	ただ今、議案第5号の議案の朗読と内容の説明がありました。内容検討のため、暫時休憩いたします。
<b>議長</b>	<b>【5分程度休憩】</b> 休憩を閉じ、議事を再開いたします。
委員 事務局	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 [REDACTED]について収入の内訳は農業収入のみか。 [REDACTED]からの収支決算書の確認をしましたが、[REDACTED]収入と農業収入の線引きはありませんが [REDACTED]の収入なので農業収入にカウントされていると思われます。 農業以外の収入はその事業内容によってどこまでが農業収入としてカウントするのか明確ではなく税理士によつても変わる場合がある。
<b>議長</b>	他に何かございますか。
委員	(なし)
<b>議長</b>	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第5号について、報告があった53法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認めることに賛成の方は、挙手願います。
<b>議長</b>	(全員挙手)
	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第5号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告があった53法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認めることに決定いたしました。
	日程第10、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

## 第24期第29回長沼町農業委員会総会

令和 4年11月25日 10

局 長	事務局から集積の概要を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が10件、賃貸借が5件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が1件の計16件でございます。 上の案件につきましては、長沼町長から令和4年11月15日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長 委 員 事 務 局	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 申請番号8番について地区外の農業者への売買となっているがなぜか。 元々の譲り渡し人と譲受人との間で話をされていて、当地区の改善組合でも承認されたと伺っています。
議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	他に何かございますか。 (なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
議 長 委 員 議 長 局 長	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。 (なし) ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。 (連絡事項)

# 第24期第29回長沼町農業委員会総会

令和 4年11月25日 11

会 長

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第29回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

## 第24期第30回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年12月20日 午後4時30分から午後5時15分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(13人)

会長	16番	安田	守					
会長職務代理者	15番	林	雅英					
委員	2番	山本	仁	4番	矢	和	征	
	5番	阪	由	6番	大橋	豊	幸	
	7番	中村	人	8番	荒井	一	博	
	9番	玉手	豊典	10番	高宮	徹		
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀	治	
	14番	大杉	政夫					

### 4 欠席委員(2人)

1番 遠藤拓身 11番 成田正夫

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知について

〃 4 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 5 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 4 号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について

〃 8 議案第 5 号 現況証明願いについて

〃 9 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 6 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

**局 長**

定刻となりましたのでこれより第30回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

**会 長**

本日は、年末のお忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。

先月28日に深川市で開催されました、地区別農業委員研修会及び今月2日に開催された議会との合同研修会においては多数の参加をいただき、ありがとうございます。委員各位におかれましては、この成果を今後の活動に生かしていただければと思います。

さて、今年の作柄につきましては、春先の天候不順や6月の雨の不足など若干農作物の生育が心配されましたが、その後は気候も幾分回復し、その後特に大きな災害もなく、各農作物の生育状況は平年並みとなったと伺っております。

来年におきましては今年以上の豊作を期待し、無事、新年を迎えられますよう、願うところであります。

今月の総会は、報告1件、議案6件を予定しております。慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

**議 長**

それでは、ただ今から「第30回長沼町農業委員会総会」を開会します。

ただ今の出席委員数は、成田委員、遠藤委員欠席のため13人であります。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。

会議規則第9条の規定により、15番林代理、2番山本委員を指名いたします。

日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

日程第3、報告第1号「農地の使用貸借解約通知について」を議題といたします。

事務局	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、報告第1号について、事務局から説明がありました。 特に御質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委員	(なし) ないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。
局長	案件は1件で、売買及び農地保有合理化事業に向けた契約内容の変更に伴う合意解約です。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
事務局	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委員	申請地1番はどこの土地か確認したい。 ※図面及び口頭説明により現地の場所を提示する。
事務局	その他に質問はありませんか。
議長	(なし) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手) ありがとうございます。
委員	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
議長	日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

	事務局から概要の説明をします。
局 長	農地法第3条の規定による許可申請は、生前贈与に伴う案件が1件、經營移譲に伴う使用貸借が2件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長 委 員	それでは、受付番号1番について、■担当の大杉委員から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 大杉委員報告 14番の大杉です。 受付番号1番について現地調査を実施いたしました。 この申請は、生前贈与のため、父の所有の土地について所有権移転を行うものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議 長 委 員	ありがとうございました。 続きまして、受付番号2番について、■担当の阪委員から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 阪委員報告 5番の阪です。 受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。 2番の申請は、經營移譲のため、息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります
議 長 委 員	ありがとうございました。 続きまして、受付番号3番について、■担当の山田委員から現地調査の報告をお願いします。 (現地調査の報告) 山田委員報告 12番の山田です。 受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。

	3番の申請は、経営移譲のため、娘の婿さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります ありがとうございました。
議長	ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	日程第6、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) なお、現地調査につきましては、2番山本委員、6番大橋委員及び7番中村委員でございます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委員	(現地調査の報告) 山本委員報告 2番の山本です。 昨日、大橋委員さん、中村委員さん、事務局2名と私5名で調査を実施いたしました。 申請地は、[REDACTED]町道[REDACTED]と[REDACTED]の交差点から西に約200メートルの北側に接した場所で、都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。 周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、

	住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。 以上で、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。
局長	申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内で用途指定されており、第3種農地に該当します。 第3種農地は原則許可であり、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で補足説明を終わります。
議長	ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。
議長	日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) ※事業計画面積に変更はありませんが資材の供給の遅れや物価高騰などが原因で工期が遅れたものと思われます。 なお、現地調査につきましては、2番山本委員、6番大橋委員及び7番中村委員でございます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

議長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委員	(現地調査の報告) 中村委員報告 昨日、山本委員さん、大橋委員さん、事務局2名と私5名で調査を実施いたしました。 受付番号1番は、町道 [ ] と [ ] の交点から、[ ] [ ] を南に向かった30mの西側に位置する土地です。 令和4年2月21日の総会において転用の許可を受け、住宅建設を行う予定でしたが、資材調達の遅れや物価高騰などから建築工事が遅れたため計画期間の変更をするものであり、事業計画の変更は、問題ないものとして調査してきました。 以上で、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	以前に許可を行ったところか。また、いつ行ったのか。変更した場合も許可がいるのか。
事務局	令和4年2月の総会で許可している。当時の許可にも工事期間が記載されているので、変更が生じた場合は変更申請が必要となる。
議長	その他に質問はありませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手)
委員	ありがとうございます。
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局	日程第8、議案第5号「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)

	<p>また、現況証明願いの全箇所について、亡くなられた地権者の娘で登記のため現況証明の申請されたものです。</p> <p>なお、現地調査につきましては、2番山本委員、6番大橋委員及び7番中村委員でございます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(現地調査の報告) ~大橋委員</p>
委 員	<p>6番の大橋です。</p> <p>昨日、山本委員さん、中村委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施しました。</p> <p>1番の願い出地は3筆で、[REDACTED]、町道[REDACTED]から町道[REDACTED]を東に約40m、道路南側に面した土地で、登記簿は田、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。</p> <p>現地確認により現在も住宅、納屋の敷地や雑種地となっております。</p> <p>2番の願い出地についても3筆で1番の道路向の[REDACTED]、町道[REDACTED]から町道[REDACTED]を東に約40m、道路北側に面した土地で、登記簿は田、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。現地確認により現在も住宅、納屋の敷地や雑種地となっております。</p> <p>3番の願い出地も[REDACTED]で、町道[REDACTED]に面した土地が1か所、町道[REDACTED]と町道[REDACTED]に面した土地が2か所で、登記簿は田、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。</p> <p>現地確認により現在も住宅、納屋の敷地や雑種地となっております。</p> <p>いずれの願い出についても、農地以外であり、問題ないものとして調査してきました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p> <p>図面上の申請地は飛び地であるが、間の土地は所有者が違うのか。</p> <p>申請地の間の土地は違う方の所有の土地で登記されています。</p> <p>その他に質問はありませんか。</p>
委 員 事 務 局 議 長	

委 員	(なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第5号について、願い出のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
委 員	ありがとうございます。
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することに決定いたしました。
議 長	ありがとうございます。
議 長	日程第9、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
局 長	事務局から集積の概要を説明します。
局 長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が9件、賃貸借が3件、農地保有合理化事業に向けた使用貸借が2件、計14件でございます。
議 長	以上の案件につきましては、長沼町長から令和4年12月15日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
議 長	以上で概要説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長	(議案の朗読)
議 長	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委 員	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。
委 員	ここより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
事 務 局	申請番号 ■■■■番について所有者は同じだと思うがなぜ申請が分かれているのか。
委 員	地目が違うのと所有者名義がご主人と奥様とで違うため申請が分かれている。
委 員	申請番号 ■番については地区が離れているので通いの農地だと思われる

	が、賃貸契約が3年ということは3年後に売買等考えられるのか。
事務局	事務局ではわかりかねますが今後売買も考えられると思われます。
議長	そのほか何かございませんか。
委員	(なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
委員	その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。
	農林水産省発行の『米政策の推進状況について』の資料を入手しましたので提供します。
議長	その他(なし)
局長	ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
会長	(連絡事項) 閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
	(閉会挨拶) 以上をもちまして、「第30回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第31回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年1月25日 午後4時30分から午後5時10分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(11人)

会長	16番	安田	守	2番	山本	仁
委員	1番	遠藤	拓身	8番	荒井	一博
	7番	中村	人	10番	高宮	徹治
	9番	玉手	豊典	13番	窪田	秀治
	12番	山田	浩之	11番	成田	正夫
	14番	大杉	政夫			

### 4 欠席委員(4人)

4番	矢田	和征	5番	阪	由平
6番	大橋	豊幸	15番	林	雅英

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 4 議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について

〃 5 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

〃 7 議案第 5 号 農用地買入協議の実施要請について

### 6 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

局 長	<p>定刻となりましたのでただ今より第31回長沼町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>あらためまして、委員の皆さん、新年あけましておめでとうございます。</p> <p>年が明けて、中央及び北長沼地域では連日の大雪により、除雪作業等ご苦労されたことともに、今週に入ってからは天候も乱れ、本日も荒れる予想もされているところ総会に出席いただきありがとうございます。今後においては、大きく荒れることなく春を迎えられることを願うところであります。</p> <p>さて、昨年から、水田活用の直接支払交付金の見直しなど農業政策の転換やウクライナ戦争による物価の高騰など非常に難しい情勢を迎えており今後の経済や政策に注意を要する必要があります。</p> <p>また、新型コロナウィルス感染症については、少しづつ減少に転じていますが、インフルエンザの流行とともに、まだまだ予断を許されない状況が続いておりますので、委員各位におかれましても、充分に感染対策をしていただきますよう、お願いいいたします。</p>
	<p>今月の総会は、議案5件を予定しており、慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
	<p>それでは、ただ今から「第31回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、矢田委員、阪委員、大橋委員、林代理欠席のため11人であります。直ちに本日の会議を開きます。</p>
議 長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、1番遠藤委員、7番中村委員を指名いたします。</p>
	<p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>

	日程第3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 それでは説明いたします。今回の案件は7件で、売買及び集積並びに、農地保有合理化事業に向けた、契約内容の変更に伴う合意解約です。 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 (なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
議長	日程第4、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、8番 荒井委員、9番 玉手委員及び10番高宮委員でございます。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 荒井委員(現地調査の報告) 8番の荒井です。 昨日、玉手委員さん、高宮委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施しました。 受付番号1番は、[REDACTED]道道[REDACTED]と町道[REDACTED]の交点から南へ約150m、道路東側で、既存宅地と道道の間にある農地です。
委員	

	農業後継者である計画者が、農家住宅を建設するものであり、特に問題ないものとして調査をしてきました。 以上で報告を終ります。
議長	ありがとうございました。引き続き、事務局から補足説明をします。 受付番号1番は、農用地区域内の農地で、転用は原則不許可ですが、農用地区域から除外の上、農業法人の代表をしている息子さんの農家住宅を建築するもので、転用計画は問題ないものと考えます。
議長	ただ今、議案第2号の説明と、担当委員から現地調査報告を頂きました。これより質疑をお受けします。 何かご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	無いようなので質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」は適当と認めることとします。
	日程第5、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
局長	事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は、使用貸借地の贈与に伴う案件が1件、経営移譲に伴う使用貸借が4件でございます。
	以上で概要の説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	それでは、受付番号1番について、9区担当の私から現地調査の報告をいたします。

**会 長**

(現地調査の報告) 安田会長報告

16番の安田です。

受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。

この申請は、高齢のため農地を管理できなくなったため、所有地を近隣の管理できる者へ贈与するものであり、問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。続きまして、受付番号2番について、■担当の玉手委員から現地調査の報告をお願いします。

**委 員**

(現地調査の報告) 玉手委員報告

9番の玉手です。

受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。

2番の申請は、経営移譲のため、娘さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。

続きまして受付番号3番も報告いたします。

受付番号3番についても、経営移譲のため、息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

続きまして、受付番号4番について、荒井委員から現地調査の報告をお願いします。

**委 員**

(現地調査の報告) 荒井委員報告

8番の荒井です。

受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。

この申請は、経営移譲のため、息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

続きまして、受付番号5番について、■担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。

**委 員**

(現地調査の報告) 高宮委員報告

10番の高宮です。

受付番号5番について、現地調査を実施いたしました。

この申請は、経営移譲のため、息子さんへ使用貸借するものであり、問題

	はないものと思います。 以上で報告を終わります。 ありがとうございました。 ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	受付番号4番について息子さんは札幌の住所であるが農業に従事しているか確認したい。 資料によると従事日数は250日となっており農業に従事していると考えられます。
委 員	例えば息子が農業従事しなくなったらどうなるのか。
事 務 局	3条の合意解約で使用貸借は解除することができる。いずれにしても農用地での異動しか出来ないので、他の農業者への集積事業や保有合理化などで異動されると思われます。
議 長	そのほかに質問はありませんか。
委 員	(なし)
議 長	無いようなので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
	ありがとうございます。
局 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	日程第6、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が1件でございます。 以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年1月11日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。

議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます 全員賛成ですので、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
事務局	日程第7、議案第5号「農用地買入協議の実施要請について」を議題いたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議長	(議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委員	ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
事務局	公社の買入協議について受け手は決まっているのか。 協議の上決定しております。1番については [REDACTED] 氏、2番については [REDACTED] 氏、3番については [REDACTED] となっております。
議長	そのほかに何かありませんか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長

	に買入協議を要請することに賛成の方は、挙手願います。
委 員 <b>議 長</b>	(全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農用地買入協議の実施要請について」は、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長に買入協議を要請することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。
委 員 <b>議 長</b> 局 長	(なし) 無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。 (連絡事項) 閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
<b>会 長</b>	(閉会挨拶) 以上をもちまして、「第31回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第32回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年2月20日 午後4時00分から午後5時20分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(12人)

会長 16番 安田 守

会長職務代理 15番 林 雅英

委員 1番 遠藤 拓身 2番 山本 仁

4番 矢田 和征 5番 阪由 平

7番 中村 人 8番 荒井 一

9番 玉手 豊典 10番 高宮 博徹

12番 山田 浩之 14番 大杉 政夫

### 4 欠席委員(3人) 6番 大橋 豊幸 11番 成田 正夫

13番 窪田 秀治

### 5 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 4 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 5 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請について

〃 6 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について

〃 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

〃 8 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

### 6 出席職員

事務局長 市村 智継

農地係長 湯浅 健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

局 長	定刻となりましたのでただ今から第32回長沼町農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。 本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。 先月の総会時には悪天候により交通等に障害が出ておりましたが、本日も悪天候となり総会出席においては大変だったかと思われます。今後においては穏やかに春を迎えることが出来ればと感じております。 さて、本年は農業委員の改選期でありまして、今月17日から来月の17日まで農業委員の募集が開始されたところであります。現委員の任期については今年の7月19日までとなっておりますので、残りの半年について最後まで農業振興のためご協力をよろしくお願ひいたします。
会 長	新型コロナウィルス感染症については全国的に減少傾向にあり、来月からはマスクの着用の緩和が検討されているところであります。現委員の任期については今年の7月19日までとなっておりますので、残りの半年について最後まで農業振興のためご協力をよろしくお願ひいたします。 今月の総会は、議案6件を予定しております。 慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。
議 長	それでは、ただ今から「第32回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、3人欠席のため12人であります。直ちに本日の会議を開きます。  日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 会議規則第9条の規定により、5番阪委員、7番中村委員を指名いたします。  日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。 以上で会務報告を終わります。  日程第3、「議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。

局 長	事務局から概要の説明をします。 それでは概要を説明いたします。案件は6件で、集積事業に向けた合意解約、及び法人への売買及び相続等による所有権移転に伴う合意解約です。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委 員 議 長	(なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。
委 員 議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局 長	日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 農地法第3条の規定による許可申請は、5件で、かど地の一部が当時 所有権移転がされていなかったための譲渡が1件、農業法人への所有権移転に伴う売買が2件、自身の経営する農業法人に賃貸借を行う案件が2件でございます。 以上で概要の説明を終わります。
議 長 事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	それでは受付番号1番について、18区担当の林代理から現地調査の報告をお願いします。

委 員	(現地調査の報告) 林代理報告  15番の林です。  受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。  この申請は、当時、農地保有合理が事業で売買された土地の一部が残ったもので、非常に小さい面積ではありますが所有者が管理出来なくなつたため譲渡による所有権の異動を行うものであり、問題はないものと思います。  以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。  それでは受付番号2番について、■担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 中村委員報告  7番の中村です。  受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。  この申請は、所有者の蕪木さんが経営安定のため自身も取締役である農業法人に売買するものであり、問題はないものと思います。  以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。  続きまして、受付番号3番について、■担当の遠藤委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 玉手委員報告  9番の玉手です。  受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。  3番の申請は、1番の申請地と同様、所有者の譲り渡し人が自身も代表取締役である農業法人へ売買するものであり、問題はないものと思います。  以上で報告を終わります
議 長	ありがとうございました。  続きまして、受付番号4番について、■担当の大杉委員から現地調査の報告をお願いします。
委 員	(現地調査の報告) 大杉委員報告  14番の大杉です。  受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。  この申請については、所有者の譲り渡し人が自身も代表取締役である農業

	法人へ賃貸借するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 続きまして、受付番号5番について、■担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。
委員	(現地調査の報告) 高宮委員報告 10番の高宮です。 受付番号5番について、現地調査を実施いたしました。 この申請についても、所有者の譲り渡し人が自身も代表取締役である農業法人へ賃貸借するものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	受付番号1番について贈与とあるが、過去に0円売買が行われたことがあった。違いはあるのか。
事務局	契約の違いはあるが、取得税等の税金での差はないものと認識しています。
委員	受付番号3番について10アール当たり単価が畑より山林の方が高いのはなぜか。
事務局	山林に耕作されているのが果樹であるため、付加価値高いのでそれが勘案されているものと思われます。
委員	受付番号2番について単価が安いと思われるがなぜか。
事務局	町の平均単価は提示しています。当人同士で話し合いの中で申請しているが、法人の資本を勘案しての金額設定と思われる。
議長	他にご意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	無いようなので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)

**議長**

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

申請地については農業振興地域からは外れていて、平成6年に一度宅地造成のため転用の申請があった場所であります。なお、現地調査につきましては、11番成田委員、12番山田委員、13番窪田委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

**議長**

委員

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

(現地調査の報告) 山田委員

12番の山田です。

先週17日、成田委員さん、窪田委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施しました。

申請地は、[REDACTED]の東側、[REDACTED]に隣接した土地であり、道道札幌夕張線にも面した場所であります。また、かど地のため機械での作業はあまり効率的ではない場所であると確認してきましたので、転用して通路を造成することに問題はないものとして調査をしてきました。

以上で、報告を終わります

**議長**

ありがとうございました。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。

**局長**

申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり本町市街地から[REDACTED]で小集落を形成している[REDACTED]に位置し、道道札幌夕張線に面しており、排水不良で農業生産力が低く、土地改良事業の対象にはなっていない農地であることから別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件を満たすと考えます。

以上で補足説明を終わります。

**議長**

ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

**委員**

申請地は現在家が建っているところか。

**事務局**

申請地の奥に1件建っています。平成6年に1度 [ ] 転用の申請があり決定しているが、[ ] 宅地への登記変更がされていない状況で再度の申請です。

**議長**

他にご意見等ございませんか。

**委員**

(なし)

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

**議長**

議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

**委員**

(全員挙手)。

**議長**

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。

**事務局**

日程第6、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

(議案の朗読)

なお、4条でも申請のあった通り申請地については農業振興地域からは外れていて、平成6年に一度宅地造成のため転用の申請があった場所であります。現地調査につきましては、11番成田委員、12番山田委員、13番窪田委員でございます。

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。

**議長**

(現地調査の報告)～山田委員

**委員**

12番の山田です。

それでは受付番号1番について報告します。

先週17日、成田委員さん、窪田委員さん事務局2名と私の5名で調査を実施しました。

	<p>1番の申請地は、先ほど4条でも転用申請がありましたがその場所に関連した農地で、[REDACTED]東側、[REDACTED]に隣接した土地であり、道道札幌夕張線にも面した場所であります。また、かど地のため機械での作業はあまり効率的ではない場所であると確認してきましたので、有機肥料の製造施設の建設のため、転用することは問題がないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
局長	<p>1番につきましては、4条でも申請があった土地に関連した土地で、[REDACTED] [REDACTED]東端に位置した農地で、周辺には[REDACTED] [REDACTED]公共施設があるため第2種農地に該当すると判断が出来ます。</p> <p>第2種農地は周辺に代替地等がない場合に限り許可ですが、周辺には代替となる土地がないため、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>申請者の会社についてどのような会社なのか。また、農業委員会とは直接関係しないが匂いなどの心配はないかい。</p>
事務局	<p>申請上はビールかすや豆腐カス等の食品加工副産物を利用、加工し家畜の飼料を製造している会社です。申請地は原料となる残渣等を運搬するのに都市圏からも近いためこの場所での申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、匂い等の確認はホームページ等で調査しましたが確認はできず、町の規制等についても都市計画区域外なので制限はないものと確認しています。また、申請製造業者からは茶殻を原料として有機肥料を製造するとのことで発酵や乾燥技術においても特許を取得している会社であるため家畜等</p>

	の畜舎に比べると匂いは出ないのでないのではないかと考えます。
議長	他にご意見等はございますか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手)
	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。
局長	日程第7、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、農地保有合理化事業による買入が3件、集積による農地、施設用地の売買が3件、賃貸借が2件、農地保有合理化事業に向けた使用貸借が1件、計9件でございます。
	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年2月14日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
	以上で概要説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	申請番号9番については使用貸借であるが、今後公社等に売る土地なのか。
事務局	その通りです。農地保有合理化事業で公社が秋に買い入れるものでそれま

	での間使用貸借を結ぶものです。
議 長	他にご意見等はござりますか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
事務局長	全員賛成ですので、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
事務局	日程第8、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」を議題といたします。
事務局長	事務局から集積の概要を説明します。
事務局	議案6につきましては改正農業委員会法により「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」制定が必須となり、令和5年4月1日までに制定する事となっております。現在、他の市町村においても同様に制定を図っている指針であり、承認をお願いしたいものであります。詳しくは係長より説明いたします。
議 長	(内容の説明)
委 員	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。ここで内容を検討するため暫時休憩いたします。
事務局	(2分程度休憩)
	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等はございませんか。
委 員	今回の制度の改正で集積での土地異動が出来なくなると聞いたが税金の800万円控除等がなくなるのか。
事務局	制度の改正で公社が間に入る農地バンク事業がメインとなります。そのため、農用地利用集積計画が廃止され、人・農地プランに移行していくますが新制度での800万円控除はあります。なお、人農地プランの制定期限が令和7年3月なのでそれまでに地域計画の作成が必要で農業委員会では目標地図の作成が必須となります。次年度より農用地利用最適化に向けた活動や目

## 第24期第32回長沼町農業委員会総会

令和 5年 2月20日 10

	標地図作成においてご意見を伺うなど、業務が多くなることが予想されますがご協力をよろしくお願ひいたします 他にご意見等はござりますか (なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委 員	(全員挙手)  全員賛成ですので、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」は、原案のとおり決定いたします。
委 員	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願ひいたします。 (なし)
議 長 局 長	ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。 (連絡事項)  閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	(閉会挨拶)  以上をもちまして、「第32回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。

## 第24期第33回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年3月24日 午後4時00分から午後5時20分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員(15人)

会長	16番	安田	守					
会長職務代理	15番	林	雅英					
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁		
	4番	矢田	和征	5番	阪	由	平人	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村		人	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	豊	典	
	10番	高宮	徹	11番	成田	正	夫	
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀	治	
	14番	大杉	政夫					

### 4 付議事項

日程第 1 議事録署名委員の指名

〃 2 会務報告

〃 3 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

〃 4 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

〃 5 議案第 3 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

〃 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

〃 7 議案第 5 号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

〃 8 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

### 6 出席職員

事務局長 市村智継

農地係長 湯浅健司

### 7 会議概要

別紙のとおり

## 第24期第33回長沼町農業委員会総会

令和 5年 3月24日 1

局 長	定刻となりましたのでただ今より第33回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今年は積雪が少なく、例年より早い雪解けとなっており、いよいよ圃場での作業に入ることと思います。農家の皆さんにおかれましては、農作業事故のないよう充分留意していただきたいと思うところあります。</p> <p>さて、新型コロナウィルス感染症については収束に近づいており、令和5年3月13日以降は、マスクの着用は個人の判断が基本となった所でありますが、引き続き感染対策にはご留意していただきますようご協力をお願いたします。</p>
議 長	<p>今月の総会は、議案5件を予定しております。皆様には慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p> <p>それでは、ただ今から「第33回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、6番大橋委員、8番荒井委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
局 長	<p>日程第3、「議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局から概要の説明をします。</p> <p>それでは概要を説明いたします。案件は6件で、集積事業に向けた合意解約、及び所有権移転に伴う合意解約及び契約更新に伴う合意解約です。</p> <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
事 務 局	

議 長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 御質問等があればお受けいたします。何かございませんか。
委 員	申請番号1番について記憶では申請者は病で本人の申請は出来ず後見人がいたと思うがどうか。
事 務 局	司法書士が後見人に付いている。委任を受けた司法書士を介して申請書の提出がありました。
議 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
委 員	ありがとうございます。
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局 長	日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	事務局から概要の説明をします。
事 務 局	農地法第3条の規定による許可申請は1件で、所有権移転に伴う異動でございます。
議 長	以上で概要の説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長	(議案の朗読)
事 務 局	以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
議 長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
委 員	それでは受付番号1番について、担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。
議 長	(現地調査の報告) 中村委員報告
委 員	7番の中村です。
	受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。

	この申請は、[REDACTED]で農業を営んでいた譲渡人が高齢のため農地を手放すこととなり、経営規模拡大を考える譲受人へ売買するものであり、問題はないものと思います。
議 長	ありがとうございました。
委 員 事 務 局	ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委 員	申請番号1番の農地の場所の確認及び経営面積の確認をしたい。
	(場所の説明) [REDACTED]をさらに東へ向かい北側です。また、経営面積については賃貸借の面積で表記されます。
議 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	無いようなので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事 務 局	日程第5、議案第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
議 長	(議案朗読)
	以上5法人につきましては、別添の別記第19号様式「農業生産法人要件確認書」にあるとおり、経営要件、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件の全てを満たすと考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第3号の議案の朗読と内容の説明がありました。内容検討のため、暫時休憩いたします。
	【2分程度休憩】
議 長	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
	これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。

委 員	標記されている年度と金額の確認をしたい。
事 務 局	数字的に問題ありませんが、一部修正があるので修正いたします。
議 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第3号について、報告があった5法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認めることに賛成の方は、挙手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告があった5法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認めることに決定いたしました。
議 長	日程第6、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
局 長	事務局から集積の概要を説明します。
議 長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が8件、賃貸借が3件、農地保有合理化事業に向けた使用貸借が1件、計12件でございます。
局 長	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年3月14日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
議 長	以上で概要説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
	(議案の朗読)
議 長	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。本案件につきましては、[REDACTED]に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会 会議規則第13条の規定に基づく 議事参与の制限により当該事案の審議の間、退席をお願いいたします。

	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>【<span style="background-color: black; color: black;">■</span> 退席】</p> <p>休憩を閉じ、議事を再開いたします。</p> <p>議案第4号についてこれより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委 員	申請番号4番についてこの法人は現在営農しているのか。
事 務 局	法人としてはありますが現在営農はしていないと聞いている。
委 員	申請番号7、8番についてしらかばに居住しているが通いの農家か。
事 務 局	<span style="background-color: black; color: black;">■</span> 氏の息子で、現在通いで営農している。
議 長	他にご意見等ございませんか。
	(なし)
委 員	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
委 員	全員賛成ですので、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
議 長	「議案第4号の審議が終了いたしましたので、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> に入室していただきます。暫時休憩いたします。
	【 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 入室・着席】
	休憩を閉じ、議事を再開いたします。
議 長	日程第7、議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。
事 務 局	事務局から議案の朗読と説明をします。 (議案の朗読) 「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」につきましては、本日の総会で内容を検討いただき、 決定後はホームページに掲載いたします。以上で説明を終わります。

議 長	ただ今、議案第5号の説明をいただきました。ここで内容検討のため、暫時休憩いたします。 (約2分休憩)
議 長 委 員	休憩を閉じ、議事を再開いたします。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
事 務 局	畠地化今後地目水田の畠地化の取扱いについてどうなるか検討必要だがどう考えるか。
委 員	畠地化について農地の賃貸借権利を設定考え方両者から同意を取った中で賃貸を進めたい。また、長期の賃貸借もあるので所有者の意思もあり、トラブルも危惧してるので賃貸借の洗い出しをし、所有者と耕作者両方に周知文を作成し、4月～5月に送付するなど慎重に対応が必要と考える。農業委員会としては公簿上地目「田」で畠地化したところについては畠になるのではないかと考えられるが農業委員会としては町の平均価格を提示し、農業委員さんの判断や地域の考え方により価格が設定される流れになると考えられる。
事 務 局	農業新聞にも載っていたが地目変わらないが台帳に対象外と書き入れるとなっているがその対応ということか。
議 長 委 員 事・務 局	台帳上は公募地目、現況地目が載っているが、備考として対象外水田を紐づけていく。総会の際には交付対象外についても説明していきます。
委 員	補足ですが、地目の変更は各農業委員会にゆだねられている状況です。地目「田」のところに備考欄で対象外水田と記載していくものとなります。
事・務 局	土地改良事業や換地についてはどう取り扱うのか。
委 員	もともと換地は田の面積が増えるわけではなくあちこちに離れている田を寄せて地積に合うように換地するものです。田が生み出されるわけではないので田は田、畠は畠で異動するので換地で新しくなったところはもともとの地目となります。あとは今後の土地改良事業については補助年度や期間により畠地化のタイミングとなる場合は、国や土地改良区の今後の方針決定によると考えられます。
委 員	畠地化した場合の決済金についてはどうか。
委 員	(土地改良区役員) 土地改良区において決済金を協力金として継続するなど現在協議しています。
委 員	以前から基盤整備の応募をしていたがまだ採択にならない場合はどうな

	のか。
委 員 事 務 局	(土地改良区役員) 国や道の採択なので何とも答えられない現状。基盤整備に伴う畠地化猶予等、國の方針が出ていない状況。 今後明らかになるのでその時は情報提供いたします。
委 員 事 務 局	最適化活動の目標について緑区分の遊休農地と黄区分の遊休農地の違いは。
委 員 事 務 局	緑区分はある程度管理がされていて草刈程度ですぐに耕作できる遊休農地で、黄区分は重機等で地盤整備を行わないと耕作できない農地であります。
委 員 事 務 局	今後、目標地図作成をしないといけないみたいだが、そのことについて情報をいただきたい。
委 員 事 務 局	現在は集積計画による公告を行って実施しているが、将来的には令和7年度から中間管理機構(公社)集積の間を取り持つことになる。人・農地プランの策定において各市町村において集積計画→地域計画を作ることとなる。そのための目標地図ということで町内の農地に営農者を張り付けて地図を作成する。その地図については利用者(担い手)の意向を踏まえて作成するもので、その猶予期限は令和6年度末までとなっております。当町としては令和6年度に農か台帳と航空写真を取り込んで地図を作成する予定。5年度から進める市町村もあるが、国からの補助金情報等もない中で作成年度に入るので他市町村においても及び腰の状況です。
	今後の農地バンク事業における土地の異動については、現在の3条の異動以外の集積については、売り手→公社→買い手の様に公社にワンクッションを置いての手続きとなります。公社については現在その方向で準備しているところです。なお、地域計画策定されてからでないと動けないので市町村の策定町の状況です。
	補足で、地域計画を策定するのにあたり目標地図の策定が必須となるため令和5年度に意向調査をし、令和6年度に作成する目標地図に反映させたいと考えている。
委 員 事 務 局	公社は公簿地目と現況地目が合わないと売買できないが今後はどうか。農地保有合理化事業ではそろえるよう通知がありますが今後については確認しながら農業者に迷惑をかけないよう確認します。

議 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(発言なし)
議 長	無いようですので質疑を終決し、採決いたします。
委 員	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
議 長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は原案のとおり決定いたします。
委 員	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
議 長	その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。
局 長	(なし) 無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
会 長	(連絡事項) 閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
	(閉会挨拶) 以上をもちまして、「第33回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。